

【一般項目】

1 消防広域化をはじめとする消防力向上の取組への支援措置の充実

(消防庁)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 消防広域化の重点地域に対する緊急防災・減災事業債の運用や国庫補助事業の採択において優先的・弾力的な措置を講じること。
- 2 効率的・効果的な教育訓練が実施できるよう、消防学校の施設・資機材に対する財政支援措置を講じること。
- 3 救急業務の高度化に対応するため、消防本部の救急用訓練資機材の整備に対する財政支援措置を講じること。

《現状》

- 平成 26 年 3 月に「三重県消防広域化推進計画（改訂版）」を策定し、優先的に広域化に取り組む地域（伊賀市・名張市地域、四日市市・菰野町地域、鳥羽市消防本部）の重点地域の指定に向けた協議を進めているところです。
しかしながら、当該地域の中には、消防力の問題から広域化の組み合わせが決まらない小規模消防本部が含まれており、周辺地域との協議を進めるために、消防防災施設の整備など消防力の強化が必要な状況となっています。
- 平成 26 年 3 月の「消防学校の教育訓練の基準」の改正を受け、県消防学校において、平成 26 年度から消防団幹部に対する教育課程を見直し訓練を実施しているところです。
また、本年度から地域防災の核となる消防団と自主防災組織の充実と連携を図るため、消防団員の新たな教育訓練を実施することから、消防学校の教育訓練に必要な資機材等の充実が急務となっています。
- 平成 24 年および平成 25 年に救急出動件数の増加率が全国第 1 位となる中、救急救命士の質的向上を図るため、県と消防本部が連携し、平成 26 年度から救急救命士の処置拡大講習を実施するとともに、平成 27 年 3 月から指導救命士制度の運用を開始しています。
特に、指導救命士制度の運用開始に伴い、県内各消防本部において、救急業務の教育指導体制の強化に加え、訓練資機材の整備が急務となっています。

《課題》

- ① 「消防広域化重点地域」に対する現行の財政支援措置は、広域消防運営計画の策定等、具体的な広域化の合意を前提としていることから、広域化の相手先が決まっていない小規模消防本部に対しても財政支援措置が受けられるよう、重点地域の指定を前提とする支援措置の拡大等が必要です。
- ② 消防学校において、レベルアップが求められる教育訓練を効率的・効果的に実施していくためには、施設設備や資機材の充実が欠かせませんが、厳しい財政事情の中で地方自治体の独自整備は困難であり、国の財政支援措置が必要です。
- ③ 増大・高度化する救急業務に対応していくためには、各消防本部において、指導救命士が中心となって救急隊員等への効果的な教育訓練を実施していく必要があり、そのための訓練資機材の充実に向けた国の財政支援措置が必要です。

県担当課名 防災対策部消防・保安課

関係法令等 消防組織法、市町村の消防の広域化に関する基本指針、救急救命士法施行規則

2 自然災害に対する観測・予測に向けた精度の向上と地域の状況に応じた気象警報の運用

(内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 南海トラフを震源域とする巨大地震や津波を即時に検知するための観測監視体制を早期に確立するとともに、地震・津波の予測に関する研究体制を強化すること。
- 2 これまでになかった規模の災害が発生する中、竜巻や豪雪をはじめとする防災気象情報の観測や予測に関する精度をより向上させること。
- 3 特別警報の発表について、各地域の状況に応じ、市町村単位や地域毎のきめ細かな発表に見直すこと。また、特別警報の発表前には、気象庁または気象台から関係自治体へ速やかに情報提供を行うこと。

《現状》

- 本県が実施した地震被害想定調査（平成26年3月公表）によると、南海トラフを震源域とする最大クラスの地震による震度は、県全体面積の約95%で震度6以上と想定されています。津波についても、早い地域では地震発生から10分以内に10mを超えるものが押し寄せ、浸水面積は約2万8千ha、死者は揺れで約1万人、津波で約4万2千人とされています。
- 現在、竜巻の発生危険度が高まった場合、竜巻注意情報が発表されるものの、その精度はあまり高くありません。昨年度、本県においても竜巻により、いなべ市、熊野市、御浜町で、家屋被害（一部損壊）が発生しました。
- 平成26年2月の豪雪では、本県においても予報を上回る記録的な降雪により農林業を中心に多くの被害が発生し、県南部地域では長時間にわたり公共交通機関がストップし、多くの帰宅困難者が発生しました。
- 現在、府県単位で発表される特別警報について、1府県内においても気象状況が大きく異なることがあります。平成26年8月の台風11号で本県に発表された特別警報では、「数十年に一度」の気象状況と大きく異なる地域もありました。また、一部の市町では、注意報から切替えとなったため、態勢の整備や住民への迅速な周知等必要な対応に遅れが生じました。

《課題》

- ① 津波から住民が一分一秒でも早く“逃げる”ための避難対策を推進するためには、地震や津波を即時検知する観測監視体制を早期に確立するとともに、地震・津波の予測に関する研究体制をより強化することが必要です。
- ② 竜巻や豪雪などの気象災害に対し、防災関係機関が的確に対応するとともに、住民の迅速な避難行動を促すためには、専門機関による観測・予測に向けた技術の向上と精度の高い情報の速やかな提供が不可欠です。
- ③ 特別警報の発表について、各市町において気象状況が異なることから、府県予報単位ではなく、各地域の状況に応じ、市町村単位や地域毎のきめ細かな発表が行われるよう見直すことが必要です。また、特別警報の発表が見込まれる場合は、円滑な対応につなげるためにも、発表前に気象庁または気象台から関係自治体に情報提供を行い、関係自治体が態勢を整備するための時間を確保することが重要です。

県担当課名 防災対策部防災企画・地域支援課、災害対策課

3 社会保障・税番号制度導入に係る適切な財政措置等

(内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 社会保障・税番号制度が国家的な社会基盤であることをふまえ、システムおよびネットワークの構築・改修や維持管理に要する経費については、国が負担し、地方自治体に新たな経費負担が生じることのないよう、必要な予算を確保すること。
- 2 社会保障・税番号制度の導入に伴い、地方自治体において対応が必要となる作業等についての情報は、地方自治体の作業に遅れが生じないよう、内閣官房や総務省において一元的で地方自治体側にとって分かりやすい提供に努め、適切な時期に行うこと。

《現状》

- 社会保障・税番号制度は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための国家的な社会基盤として導入が進められています。
- 地方自治体においては、平成 27 年 10 月からの個人番号の通知、平成 28 年 1 月からの個人番号利用開始、平成 29 年 7 月からの情報連携開始に向けて、システムおよびネットワークの構築・改修や関係する条例改正、特定個人情報保護評価などの準備作業を進めているところです。
- 国においては、平成 26 年度および平成 27 年度においてシステム関係補助金等の予算を措置していただくとともに、関係政省令などの制定を、順次、進めていただいています。

《課題》

- ① システム関係補助金については、平成 26 年度補正予算において総務省分補助金の積み増し・前倒しをしていただきましたが、厚生労働省分については補正予算での措置はなく、また、依然として本来必要な額が補助金の上限額を上回る団体やシステムがあることから、地方に経費負担が生じる可能性が残っています。
- ② 制度導入に向けての準備期間が限られている中、システムの詳細情報や政省令など、国からの情報提供が予定よりも遅れる場合が多く、また連絡が縦割りになりがちなこと加わって、作業の手戻りや準備の遅れにつながり、計画的な業務執行が困難な状況です。

県担当課名 戦略企画部戦略企画総務課、情報公開課、総務部税務企画課、健康福祉部健康福祉総務課、地域連携部市町行財政課、情報システム課
関係法令等 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

4 TPP協定交渉における妥協のない対応

(内閣官房、農林水産省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 TPP協定交渉にあたっては、国益にかなう最善の道を追求め、妥協せず、しっかりと交渉すること。また、国民生活に与える影響等について十分に情報提供し、国民に対する説明責任を果たすこと。
- 2 地方の農林水産業および農山漁村を取り巻く現状をふまえ、関税撤廃の例外品目の十分な確保、WTO漁業補助金交渉における日本の姿勢の堅持など、政府としてしっかりと交渉すること。また、交渉状況をふまえ、農林漁業者が将来展望をもって経営を持続し、競争力を確保していけるよう対策を講じること。

《現状》

- TPP（環太平洋パートナーシップ）協定は、物品の関税の撤廃・削減のみではなく、投資、知的財産などの非関税分野や環境、労働などの分野も含む包括的協定として交渉されています。関税をなくしていくことで貿易が盛んになるという意見がある一方で、農林水産業の衰退や食料自給率の低下、食品の安全基準の緩和、公的な医療保険が受けられる範囲の縮小などのさまざまな不安の声があります。
- 日本は食料輸出国と比べ、土地条件等で圧倒的に不利であり、仮に主要農産物の関税が撤廃された場合には、国内農業への影響は甚大です。農林水産業は、安全で安心な食料を安定的に供給する産業であるとともに、景観の形成や伝統文化の継承などの重要な役割を担うなど、将来にわたり地域の経済や社会に貢献し、就業の場としても大切な産業です。
- 水田農業は食料生産に加え地域社会の発展や多面的機能の維持増進などに大きく貢献しています。
- 本県農業産出額の3割を占める畜産業は、今年1月15日の日豪EPA協定の発効による牛肉の関税引き下げの影響等が心配される所です。
- WTO漁業補助金交渉において、持続可能な漁業や安全で安心して暮らせる漁村の構築のために、政策上必要な補助金については認められるべきと日本は主張しています。

《課題》

- ① TPP協定が国益にかなうものとなり、国民が将来への希望を感じることができるよう、妥協せずしっかりと交渉をする必要があります。また、TPP協定に関して不安を抱いている方もいることから、情報を十分に提供し、政府として説明責任を果たすことが必要です。
- ② 高い関税が設定されている米、小麦、牛肉・豚肉、乳製品等について関税が撤廃された場合には、輸入品の増大によって生産の減少を余儀なくされ、本県の農畜産業の振興に大きな支障が生じます。また、本県の漁業の振興を着実に進めていけるよう、政策上必要な漁業補助金について維持されることが必要です。

5 「地域の元気創造事業費」の算定方法の見直し

(総務省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 「地域の元気創造事業費」の算定における行革努力分のうち、削減率を用いる項目については、過去の全国数値のピーク時と比較するのではなく、新地方行革指針以降の行革取組を反映した直近10年間程度を評価する算定方法に見直すこと。
- 2 「人件費を除く経常的経費」については、南海トラフ巨大地震に備えるための地域の防災・減災対策費など削減困難な経費を控除し、行革努力を算定する指標に見直すこと。

《現状》

- 平成26年度普通交付税において導入された「地域の元気創造事業費」の行革努力分の項目のうち、「職員数削減率」、「人件費削減率」、「人件費を除く経常的経費削減率」、「地方債現在高削減率」の削減率は、全国数値がピーク時であった5年間の平均と直近5年間の平均により算定されます。
- 「人件費を除く経常的経費削減率」による経常的経費には、少子高齢化に伴い必要な社会保障関係経費、地域経済対策・雇用対策、地域の防災・減災対策などの削減困難な経費等が含まれています。

《課題》

- ① 削減率の比較対象を全国数値のピーク時とする場合、先行取組団体のピーク時と合致しないこと、また、直近に取り組んだ団体の努力が反映され難いなどの点で不公平です。このため、国が要請した平成17年3月29日付「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（新地方行革指針）を起点とするなど、公平性を担保する制度にする必要があります。
- ② 本県は南海トラフ巨大地震の被害想定地域であり、防災・減災対策費は削減困難な経費である中、そうした経費を含めた削減を行革努力と評価するのは適当ではありません。

県担当課名 総務部財政課、総務課、人事課
関係法令等 地方交付税法

6 新たな地方公会計制度の整備

(総務省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

標準的ソフトウェアを可能な限り早期に配布するとともに、ソフトウェアの円滑な稼働等に対する技術的な支援および財政支援の創設等必要な措置を講じること。

《現状》

- 平成 27 年 1 月 23 日に、総務大臣より、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を参考にして、統一的な基準による財務書類等を原則として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で全ての地方公共団体において作成するよう要請がありました。
- 総務省において標準的なソフトウェアを開発し、地方公共団体に無償で段階的に提供される予定であり、固定資産台帳機能については平成 27 年 9 月末までに、財務書類作成機能については平成 27 年 12 月末までに、活用機能については平成 28 年 3 月末までに提供される予定です。
- 総務省においては、地方公会計システムの導入・改修に要する経費については、平成 27 年度以降の特別交付税措置の対象経費とすることを検討するとされています。

《課題》

- ① 財務書類等の作成期間が極めて短期であることから、一刻も早くソフトウェアを入手し作業を進めていく必要があります。
- ② 導入に際しては、標準的なソフトウェアの円滑な稼働等に対する技術的な支援、また、標準的なソフトウェアの仕様に合わせるための財務会計システムの改修などの経費に対する財政支援が必要です。

県担当課名 総務部財政課、管財課、出納局出納総務課
関係法令等 地方交付税法

7 税制改正により地方税収が減収となる場合の代替財源の確保

(総務省、財務省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 国・地方を通じた法人実効税率の引下げの検討を行う場合には、地方の財政運営に支障が生じないように必要な税財源を確保し、最終的には恒久減税には恒久財源を確保すること。
- 2 車体課税の見直しにあたっては、エコカー減税の対象範囲の適正化も含め、地方の税収が減収することのないよう、安定的な代替税財源の確保を同時に図ること。
- 3 消費税、地方消費税に軽減税率を実際に導入する際には、地方消費税や地方交付税の原資が減少することから、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、地方税財源を確保する方策を同時に講じること。

《現状》

- 平成 27 年度与党税制改正大綱において、「平成 27 年度を初年度とし、以後数年で、法人実効税率を 20% 台まで引き下げることを目指す。その際、2020 年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するため、制度改正を通じた課税ベースの拡大等により、恒久財源をしっかりと確保する」とされています。
- 平成 27 年度与党税制改正大綱において、自動車取得税の廃止等の「平成 26 年度与党税制改正大綱等における消費税率 10% 段階の車体課税の見直しについては、平成 28 年度以後の税制改正において具体的な結論を得る」とされています。
- 平成 27 年度与党税制改正大綱において、「消費税の軽減税率制度については、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率 10% 時に導入する。平成 29 年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進める」とされています。

《課題》

法人実効税率の引下げ、車体課税の見直し、消費税、地方消費税への軽減税率の導入は、いずれも地方税収が減収となりかねず、地方財政への影響が懸念されます。

県担当課名 総務部税務企画課
関係法令等 平成 27 年度与党税制改正大綱

8 災害時に特別な配慮が必要となる要援護者対策の促進

(内閣府)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

大規模災害に備え、障がい者や高齢者等の要援護者が安全に避難できる「福祉避難所」の設置や、要援護者入所施設間での支援体制の確立に向けて、市町村や施設に対する国による財政支援制度を創設すること。

《現状》

- 平成 25 年 8 月に内閣府が策定した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」に基づき、本県においても各市町が福祉避難所の指定等を進めていますが、国において、福祉避難所を全市町村に確保するための検討会が平成 27 年度に設置されることをふまえ、福祉避難所が未指定の市町（4 市町）への働きかけを強化する必要があります。
- また、国のガイドラインにおいて設置の基準とされている小学校区に一つ程度の福祉避難所を確保できていない市町が 29 市町中 18 市町（62%）あり、近い将来、南海トラフ地震の発生が確実視される中、早急に設置を進める必要があります。
- 介護施設等において、災害時に入所者の避難等の相互支援体制を構築するため、施設間での協定の締結を進めており、モデル的に東紀州地域において災害時相互支援協定を締結しました。今後、他の地域でも施設間の協定締結を進める必要があります。
- 災害対策基本法において、「国及び地方公共団体は災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置に関する事項について実施に努めなければならない」とされており、災害時要援護者対策を着実に進める必要があります。

《課題》

- ① 福祉避難所の確保にあたっては、施設のバリアフリー化や福祉機器の設置、衛生材料等の備蓄が平時から必要となるため、これらを整備するための国による財政支援が必要です。
- ② 施設間の災害時相互支援協定の締結の推進にあたっては、各施設において食糧や飲料水、介護用品等を備蓄する必要があり、これらを整備するための国による財政支援が必要です。

県担当課名 防災対策部防災企画・地域支援課、健康福祉部健康福祉総務課
関係法令等 災害対策基本法、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針

9 予防接種の推進

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会の第二次提言で推奨されている7ワクチンのうち、定期接種化されていない2ワクチン（おたふくかぜ、B型肝炎ワクチン）の他、薬事承認されたロタウイルスワクチンについて、早期に定期接種化を図ること。

《現状》

- 厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会の第二次提言で推奨されている7ワクチンのうち、定期接種化されていない2ワクチン（おたふくかぜ、B型肝炎）の他、薬事承認されたロタウイルスワクチンの接種については、県内の一部市町（おたふくかぜ 11 市町、ロタウイルスワクチン 6 市町：平成 26 年 7 月調査）において、住民のニーズを受け、自主財源で実施しています。
- B型肝炎ワクチンについては技術的な検討が終了し、対応案が厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で平成 27 年 1 月 15 日に了承されたため、実施に向けた調整を行うこととなっていますが、時期は示されていません。

《課題》

おたふくかぜ、B型肝炎ワクチンの他、薬事承認されたロタウイルスワクチンについても、感染拡大の防止、個人の重症化防止を図るため、早期の定期接種化が必要です。

県担当課名 健康福祉部薬務感染症対策課
関係法令等 予防接種法

10 障がい者の地域生活への移行と地域生活支援の推進

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

障がい者の地域生活への移行と地域生活支援の体制整備を推進するため取組を拡充するとともに十分な財政措置を講じること。

《現状》

- 本県では、これまで、第3次の県障害福祉計画である「みえ障がい者共生社会づくりプラン（平成24～26年度）」において、障がい福祉施設の入所者のうち、344人（19.8%）を地域生活へ移行する等の目標を設定し、グループホーム等の居住の場の確保をはじめ、日中活動系サービスの施設整備や自立生活体験事業などに取り組んできました。
- しかしながら、こうした従来の取組だけでは、とりわけ、重度の障がい者の地域移行を進めることに限界も見受けられ、新たに作成した「みえ障がい者共生社会づくりプラン（平成27～29年度）」で定めた施設入所者73人（4.3%）の減少をめざす等の目標を達成するためには、取組の拡充が必要となっています。
- さらに、障がいの重度化や介護者の高齢化が進む中、保護者等からは早急な障害福祉サービスの充実が求められており、すべての障がい者が自ら選択した地域で安心して生活できるよう、地域における支援体制の整備が急務です。

《課題》

- ① 平成26年8月に本県が実施した「障害者支援施設入所者等に対する意向調査」によると、障害者支援施設入所者の13.8%（230人）が、地域移行を希望し、支援職員も地域移行が可能と判断していることがわかりました。これらの方については最優先で地域移行の取組を進めていくことが求められる状況であることから、介護給付費の報酬について、入所者の地域移行加算など地域移行を進めていく上でインセンティブが働くよう、制度を拡充する必要があります。
- ② 障がい者の地域移行や地域支援を行うグループホームや生活介護、短期入所などの基盤整備に係る十分な財源を確保し、障がい福祉施設の整備を進めていく必要があります。
- ③ 地域において、医療的ケアを必要とする障がい児・者を受け入れる体制づくりを進めるため、重度訪問介護、生活介護および短期入所等の障害福祉サービスを提供する場合の加算措置について、さらに拡充する必要があります。

県担当課名 健康福祉部障がい福祉課

関係法令等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

11 障がい者福祉施策の円滑な実施と手話言語法の早期制定

(内閣府、厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

障害者差別解消法やアルコール健康障害対策基本法に基づく新たな障がい者福祉施策を着実に進めるため、十分な財政措置を講じること。また、社会における手話の認知をより確かなものとし、手話による意思疎通を一層進めるための法律（手話言語法）を早期に制定すること。

《現状》

- 障害者差別解消法に基づく国の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」が策定され、地域住民等に対する啓発活動や地方自治体等職員対応要領の策定、障害者差別解消支援地域協議会の設置など、積極的な推進が求められています。
- 平成 26 年度に施行されたアルコール健康障害対策基本法において、地方自治体の責務が明確化され、地域の実情に応じた「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」の策定、アルコール関連問題についての関心と理解を深めるための啓発、知識の普及のために必要な施策、アルコール健康障害の発見および飲酒についての指導等が適切に行われるようにするために必要な施策等の実施が規定されています。また、関係機関、関係団体からも、アルコール関連問題に係る施策推進についての意見等が寄せられていることから、従来からの取組に加えて、新たな対応が求められる状況にあります。
- 改正障害者基本法により、「手話が言語である」と位置づけられましたが、社会における手話の認知や手話による情報保障をより一層進めていくためには、国における手話言語に関する法整備が重要となっています。また、一方で、三重県議会において、「手話言語法（仮称）の制定を求める意見書」が採択されたほか、47 都道府県、1,702 市町村（平成 27 年 4 月 10 日現在）で意見書が採択されるなど、全国的にも制定に向けた動きが広がっています。

《課題》

- ① 本県では、障害者権利条約の批准や障害者差別解消法等の制定等をふまえ、平成 26 度に改訂した「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の中で、権利擁護を重点的取組の一つとして位置づけ、「障がいを理由とする差別の解消に向けた啓発活動」「県の行政サービス等における障がいを理由とする差別の解消」「相談等のための体制整備」などについて取組を進めることとしており、確実な財政措置が必要です。
- ② 精神保健費等国庫負担（補助）金交付要綱において、地域依存症対策支援事業が平成 26 年度で廃止されました。同事業において実施していた、「アルコール関連問題、アルコール依存症に関する県民等への普及・啓発」などの事業は、アルコール健康障害対策基本法に規定された施策の実施に必要であり、こうした地域の実情や関係者等のニーズに応じたアルコール健康障害対策を行えるよう、新たな財政措置を講ずる必要があります。
- ③ 手話が言語であるとの認識の下、日常生活、職場、教育など社会のさまざまな分野で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障されるよう、手話による意思疎通を一層進める「手話言語法」を制定し、自由に手話が使え社会環境の整備を国として実現していくことが必要です。

県担当課名 健康福祉部障がい福祉課

関係法令等 障害者差別解消法、アルコール健康障害対策基本法、障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

12 暮らしの安心を支える医療費助成制度の充実

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

地方自治体が単独事業で実施している医療費助成について、以下の措置を講ずること。

- 1 国における早期の制度化
- 2 制度化されるまでの間の十分な財政措置および医療機関の窓口での無料化（いわゆる現物給付）を実施する市町村に対する国民健康保険国庫負担金の減額措置の廃止

《現状》

- 本県内のすべての市町で、子どもや障がい者、一人親家庭等に係る医療費助成を行い、医療費の無料化が実施されています。また、本県は、医療を必要とする人々が安心して受診できるよう、医療費助成を行う市町に対して県費による補助をしています。
- 医療機関での窓口での無料化（いわゆる現物給付）については、住民から要望があるものの、国民健康保険国庫負担金の減額措置があることなどから、本県内では行われていません。

《課題》

- ① 国の医療制度を補完する形で、医療費助成制度が地方単独事業として全国47都道府県すべてにおいて行われていますが、誰もが安心して適切な医療が受けられるよう、ナショナルミニマムの観点から、国の責任において取り組む必要があると考えます。
- ② 県内市町の医療費助成に対して県が補助を行うための財政負担は、非常に重いものとなっています。

〈参考1〉福祉医療費助成制度における支払方法

【都道府県数】

	子ども	障がい者	一人親家庭等
現物	22	20	23
償還	10 (本県含む)	16 (本県含む)	17 (本県含む)
併用	15	11	7
合計	47	47	47

〈参考2〉福祉医療費補助金の県決算額

【単位：億円】

	平成25年度決算	平成26年度決算（見込み）
子ども	22.8	23.1
障がい者	22.2	22.9
一人親家庭等	4.5	4.7
計	49.5	50.7

県担当課名 健康福祉部医療対策局医務国保課
 関係法令等 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令

13 特別養護老人ホームの待機者解消等に係る制度の充実

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

特別養護老人ホームについて、以下の措置を講じること。

- (1) 夜間の看護職員の配置や、医療的ケアを必要とする等、重度の入所者に係る介護報酬の加算の充実を図ること。
- (2) 医療的ケアに係る設備の経費について、地域医療介護総合確保基金事業の対象とすること。

《現状》

- 平成 26 年 9 月 1 日現在、本県における特別養護老人ホームの入所申込者は 11,640 人となっており、このうち、重度で在宅での入所申込者は 1,574 人となっています。
- 重度で在宅での入所申込者の中には、医療依存度が高いため、施設に入所できない方 100 名が含まれています。

《課題》

- ① 医療的ケアが必要な入所申込者については、介護の必要性等の優先度から入所が可能となった場合においても、施設側の受入態勢が十分でないことから、入所できない場合があり、これらの方々が入所できない限り待機者の解消は実現できません。
- ② 特別養護老人ホームでは、夜間に看護職員が常駐している施設は少なく、ほとんどがオンコールでの対応となっているのが現状です。医療的ケアが必要な入所者に対応するための看護職員の夜間配置や医療的ケアを必要とする重度の入所者に係る介護報酬の加算が十分でないことから、施設として入所申込者を受け入れられない状況となっています。
- ③ 喀痰吸引、在宅酸素を行うための医療機器や、停電時の非常用電源など医療的処置を行うための設備が十分でない施設が多いため、現状では医療的ケアが必要な入所申込者を受け入れることができません。

県担当課名 健康福祉部長寿介護課

関係法令等 介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律

14 医療安全等の対策

(内閣府、厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 医療法の改正により、平成 27 年 10 月から医療事故に係る調査の仕組み（医療事故調査・支援センター）が運用開始されることから、医療機関等に対する財政的支援を講じること。
- 2 死因究明等の推進に関する法律に基づく死因究明等推進計画により、内閣府から各都道府県に設置が要請されている死因究明等推進協議会について、以下の措置を図ること。
 - (1) 同協議会において行うべき事項等の明確化（ガイドライン・指針等の整備）
 - (2) 設置および運営に係る事業費補助（異常死死因究明支援事業 国 1 / 2）の補助率嵩上げ

《現状》

- （公財）日本医療機能評価機構によると、平成 25 年度における医療事故等報告件数は 3,049 件、1 医療機関あたりで 3.2 件となっています。
- 三重県医療安全支援センターにおける相談件数は年々増加傾向にあり、医療事故や医療ミスに関連した内容の相談が大きな割合を占めています。
- 死因究明等推進協議会については、他の都道府県においてほとんど設置が進んでいない状況の中、本県では平成 26 年度末に設置したところです。

《課題》

- ① 団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年を展望すれば、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築とともに、医療の安全と信頼を高めることが求められます。
- ② 対象となる医療死亡事故が発生した場合、医療機関は医療事故調査・支援センターに報告するとともに、支援団体による必要な支援を受けながら院内調査を実施することとなっており、医療機関および支援団体の人的、財政的負担が大きいため、この仕組みを円滑に進めていくことができません。
- ③ 死因究明等推進協議会については、内閣府から設置要請はあったものの、同協議会が行うべき事項等は具体的に示されていません。
- ④ また、同協議会の設置および運営にあたり、現在の国庫補助事業では 1 / 2 の県費負担が発生することから、継続的に活動を続けていくことを考慮した場合、都道府県の財政負担は大きいものとなります。

県担当課名 健康福祉部医療対策局医務国保課
関係法令等 医療法、死因究明等の推進に関する法律

15 駅舎のバリアフリー化推進のための財政措置の拡大

(総務省、国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・予算

鉄道事業者による駅舎のバリアフリー化を進めるため、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）第 25 条に定める「基本構想」の作成が困難な駅舎のバリアフリー化への県の助成（補助金）の財源についても起債対象とすること。

《現状》

- 駅舎のバリアフリー化については、バリアフリー法に基づく基本方針にある「平成 32 年度までに一日平均利用者数 3,000 人以上の駅を原則としてすべてバリアフリー化する」という目標に向けて整備が進められ、平成 26 年度末までに県内 25 駅でエレベーターの設置等がされました。
- 現在、県内で段差解消されていない一日平均利用者数 3,000 人以上の駅は 7 駅あり、さらに、段差は解消済であるものの、内方線や多機能トイレ等の整備など、バリアフリー化が必要な駅は 12 駅あります。
- これまで本県は、駅舎のバリアフリー化への助成にあたっては、起債を充当するなどにより財源を確保して取り組んできたところですが、今後、未整備の駅についても、国の基本方針に沿って、平成 32 年度までにバリアフリー化する必要がある、「国」「地方自治体」「鉄道事業者」による三位一体の取組が必要不可欠ですが、県の財政状況が厳しくバリアフリー化の円滑な推進が難しくなっています。

《課題》

- ① 駅舎のバリアフリー化への都道府県の助成に起債を充当するためには、前提条件として、市町村が「基本構想」を策定する必要があります。「基本構想」は、重点整備地区を設定し、その地区内の駅舎および車両、道路、公園、路外駐車場、建築物などのバリアフリー化を特定事業として設定し、更にその整備時期なども明示した上での事業実施が義務となります。
また、市町村が「基本構想」を作成する際には、地元住民の意見反映、議会への説明等が必要となるなど、「基本構想」を作成するために相当の費用・期間・労力を要することから、現在、県内に「基本構想」作成予定の市町はありません。
- ② 基本方針では、重点整備地区を設定するには、駅舎や官公庁施設、福祉施設等で概ね 3 施設以上必要としていますが、今後段差解消を必要としている駅舎には、この条件を満たさないものがあり、これらの駅では基本構想を作成することは困難です。また、内方線や多機能トイレの整備のためだけに「基本構想」を作成するのは現実的ではありません。
- ③ バリアフリー法の基本方針に基づき、1 日平均利用者数 3,000 人以上の駅を原則としてすべてバリアフリー化するという目標に向けてバリアフリー化を進めるために、「基本構想」が策定されていない事業に対する県助成（補助金）についても、地方債の対象とすることが必要です。

県担当課名 健康福祉部地域福祉課

関係法令等 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

16 地域医療提供体制の充実に向けた支援

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

医療提供体制推進事業費補助金について、平成 23 年度以降、当初事業計画額を大幅に下回る交付決定が続いており、地域医療体制の確保に大きな支障をきたしているため、各都道府県の事業計画規模をふまえた十分な予算額を確保すること。

特に、この補助金の対象となるドクターヘリ導入促進事業、救命救急センター運営事業については、重篤な救急患者に対する三次救急医療を安定して提供するために必要不可欠であるため、補助基準額の引き上げや新たな補助金として再構築する等財政支援を拡充すること。

《現状》

- 医療提供体制推進事業費補助金は、救急医療、周産期医療をはじめとする医療提供体制の確立に不可欠な補助金ですが、事業計画額に対する厚生労働省の内示率が年々低下しており、地域の医療提供体制の確保について厳しい状況が続いています。
- ドクターヘリについては、山間部や離島など救急車による搬送に長時間を要する地域における搬送件数が年々増加しています。また、重複要請時の対応など、効率的にドクターヘリを運用するため、近隣県との連携について検討を進めています。
- 救命救急センターについては、三重県立総合医療センター、市立四日市病院、三重大学医学部附属病院、伊勢赤十字病院の 4 か所が救命救急センターとして指定され、重篤な救急患者等への対応を行っています。

《課題》

- ① 医療提供体制推進事業費補助金が減額されることにより、ドクターヘリの運航や救命救急センターの運営等、県民の命に直結する事業を実施する医療機関に大きな負担が生じており、県民生活に大きな支障をきたしています。
- ② ドクターヘリについては、山間部、離島を運航するだけでなく、隣接県に出動するケースもある中、運航実績に応じた補助基準額の引き上げとともに十分な予算額の確保が必要です。また、運航経費の都道府県負担分に対する特別交付税の措置割合の拡大が必要です。
- ③ 救命救急センターについては、重篤な救急患者の受入に必要な医師等医療人材を確保することなどにより不採算が生じています。限られた医療資源の中で安全・安心な医療を提供するため、救命救急センターの運営に対しさらなる財政支援が必要です。

県担当課名 健康福祉部医療対策局地域医療推進課

関係法令等 救急医療対策事業実施要綱、医療提供体制推進事業費補助金交付要綱、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法

17 災害時の医療提供体制の整備

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 災害拠点病院および二次救急医療機関の耐震整備を進めるため、医療施設耐震整備事業の補助対象基準額を医療施設耐震化臨時特例交付金と同程度まで引き上げるなどの充実を行うこと。
- 2 災害時の医療提供体制の充実を図るため、災害派遣医療チーム（DMAT）研修の受講を希望する医療機関に対して、研修の開催場所の拡充を含めて研修の受講機会を確保すること。
- 3 災害時における診療や投薬等の医療サービスを迅速に提供するため、保険者が保有するレセプト情報等の個人情報を、災害医療を担う医療機関等へ提供することができるようガイドラインなどにより明確化すること。

《現状》

- 災害拠点病院および二次救急医療機関については、医療施設耐震化臨時特例交付金を活用し、耐震整備が進んでいますが、平成 28 年 3 月末における災害拠点病院および二次救急医療機関の耐震化状況は、なお 82.9%にとどまる見通しです。
- 平成 26 年末現在、DMATを保有する本県の医療機関は 13 病院で、活動可能なチームは 20 チームとなっています。
- 東日本大震災では、大規模な津波により医療機関が被災し保有する患者情報が消失したため、被災した患者が医療救護所や避難所、避難先の医療機関等で受診する場合に既往歴や投薬歴等の確認ができず、診療や投薬など医療サービスの提供に困難が生じました。

《課題》

- ① 医療施設耐震化臨時特例交付金を活用した医療施設の耐震整備は、平成 26 年度着工分までのため、引き続き、災害拠点病院や二次救急医療機関の耐震化を進めるためには、国において継続した財源措置が必要です。
- ② DMATを 1 チームしか保有していない災害拠点病院では、DMAT隊員の異動に対応できるよう早急に隊員を養成する必要があります。また、大規模災害の発生に備え、災害拠点病院のDMAT保有数を増やす必要があります。しかしながら、DMAT研修の開催場所が限られ、受講枠が十分に確保されていないため、受講を希望するすべての医療機関に対して研修の受講機会を確保する必要があります。
- ③ 災害等による医療情報の消失への対策としては、医療機関等が患者情報を離れた場所にバックアップすることなどが有効ですが、診療所等においては費用面での負担が大きいため、保険者が保有するレセプト情報を活用することが有効です。しかし、レセプト情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、第三者への提供が制限されています。

県担当課名 健康福祉部医療対策局地域医療推進課

関係法令等 医療提供体制施設整備交付金交付要綱、日本DMAT活動要領、個人情報の保護に関する法律

18 難病対策の充実と医療費助成事務の円滑な実施

【提言・提案事項】 制度・予算

(厚生労働省)

- 1 地方自治体における医療費助成事務が円滑に実施できるよう、情報提供や意見交換の機会の提供はもとより、制度全体の運用を遅滞なく、計画的に進めること。
- 2 指定難病ではない難病においても、発病の機構、診断及び治療方法に関する調査・研究を推進し、早期にその病態解明等を図ること。
- 3 長期にわたり疾病の療養を必要とする児童等が成人しても切れ目のない医療が受けられるよう、特定医療費と小児慢性特定疾病医療費の一体化について検討すること。

《現状》

- 「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成27年1月1日から施行されました。平成26年5月30日の公布から約7か月という短期間での移行事務（条例の整備や患者等への周知など）であったため、準備期間が十分に確保されず、施行後約4か月が経過した現在においても、指定医・指定医療機関の公表（指定状況）が十分でない等、全国的に移行事務に遅れが見られます。
- 指定難病ではない難病患者団体からは、高額な医療費を長期にわたり負担する必要がある、あるいは、疾病が社会的に認知されておらず精神的苦痛を強いられる等のため、指定難病と同様の支援について要望を受けています。
- I型糖尿病のように、小児慢性特定疾病医療費の対象疾病であっても、指定難病に指定されていない難病が多数ある等、長期にわたり疾病の療養を必要とする児童等が、成人に達すると指定難病に指定されないため医療費助成等の支援を受けられない状況となっています。

《課題》

- ① 医療費助成については、平成27年6月初旬に約190の疾病が指定難病として告示され、7月1日から施行される予定です。告示から施行までの期間が非常に短いため、患者や医療関係機関等に十分に周知できない可能性があります。また、医療費助成事務における添付書類の後日提出を認める措置がとられるものとされていますが、医療機関や保健所等において事務量の増加や混乱が予想されます。さらに、難病患者データベースの構築や、医療提供体制の確保（新・難病医療拠点病院等の指定）等についてのスケジュールが全く示されていない状況であり、今後現場における混乱が懸念されます。
- ② 指定難病ではない難病においても、発病の機構、診断及び治療方法に関する調査・研究を推進し、早期に診断基準や治療方法の確立等を図る必要があります。
- ③ 成人と小児とで準拠する法律が異なるため、医療費助成等の支援を受けられないなど整合が図られておらず、患者個人に着目した連続性のある制度設計が必要です。

県担当課名 健康福祉部医療対策局健康づくり課

関係法令等 難病の患者に対する医療等に関する法律、児童福祉法

19 緩和ケア体制の充実

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

緩和ケア体制の充実を図るため、患者やその家族はもちろんのこと、国民に対し緩和ケアに係る普及啓発を推進すること。
また、緩和ケア研修について、カリキュラムの柔軟な運用や介護福祉関係者を含めた多職種を対象とするカリキュラムの作成、既受講者に対するフォローアップ研修の開催を検討すること。

《現状》

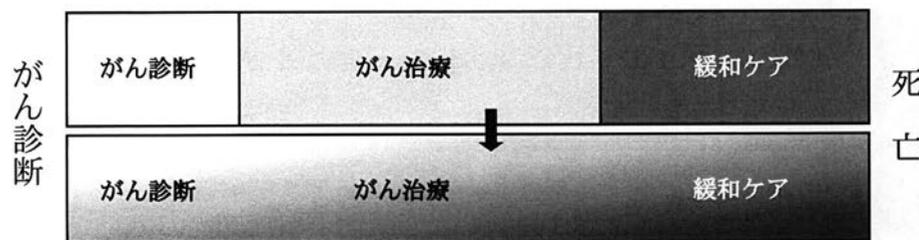
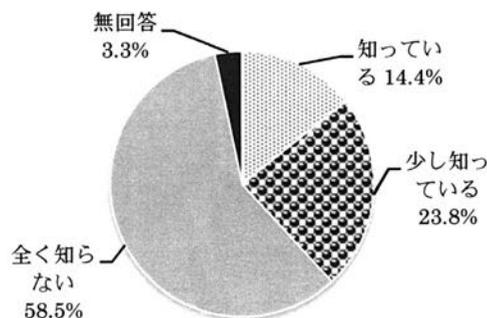
- がんが進行した時期からではなく、がんと診断された時からの緩和ケアが重要ですが、早期からの緩和ケアの必要性等について患者とその家族はもちろんのこと国民全般の理解や認識が得られていません。
- 今後、在宅医療提供体制や地域包括ケアシステムを整備する上で、必要な緩和ケアの専門的な知識と技術の習得を目的に、がん診療に携わる医師等を対象に、緩和ケアを担う人材育成を進めていますが、緩和ケア研修の既受講者のブラッシュアップも必要です。

《課題》

- ① 緩和ケアは、初期の段階から患者の状態に応じて切れ目なく提供されることが大切ですが、国民の間に十分浸透していないことから、がんと診断された時からの緩和ケアの重要性を、普及・啓発することが必要です。
- ② がんと診断された時からの緩和ケアは、身体的・精神的な苦痛を和らげ、質の高い療養生活を送ることができることを目的としています。今後、患者と家族の社会生活を支えていくためには、医療的側面だけでなく、介護や福祉の関わりも重要となってきていることから、多職種が連携しながら対応できるような研修体制の整備が必要です。

特定非営利活動法人日本緩和医療学会
「一般市民を対象にした『緩和ケア』に関する認識度調査」
(平成22年度)

調査項目：緩和ケアの認知度
「緩和ケアは、がんの終末期だけではなく、がんの初期から治療と一緒に受ける事ができる」



※がんと診断された時からの緩和ケア

県担当課名 健康福祉部医療対策局健康づくり課
関係法令等 がん対策基本法

20 地方の実情に応じた「地方独立行政法人制度」の見直し

(総務省、文部科学省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

地方が文化施設等の運営手法を実情に応じて選択できるよう、地方独立行政法人の対象業務に文化会館等の管理運営を加えるなど、集積する文化施設等の一体的な組織運営を可能にする制度改正を行うこと。

《現状》

- 本県は、三重県総合博物館（MieMu）の開館（平成 26 年 4 月）を契機に、隣接する三重県総合文化センターおよび至近距離にある三重県立美術館について、それぞれの特徴や役割をふまえて充実強化を図りながら、集積の利点を生かして、事業等の様々な面で連携を強化することにより、一層魅力あふれる「県民の学び・体験・交流」の場にしていくこととしています。
- 総合博物館開館後には、各施設の連携を強化するため、関係施設長会議等を開催して情報の共有を図り、共同広報や共同イベントの実施など連携の強化に努めましたが、十分な成果を得ることができていません。
- これらの施設に関しては、「一体的に組織運営や事業が行えること」、「経営の自由度が高く、経営努力が反映されること」および「学芸業務等の継続性・専門性・計画性を担保できること」の 3 つを基本的な考え方として運営していくこととしており、その運営手法について、地方独立行政法人制度の活用も選択肢の一つとして、現在検討を行っているところです。

《課題》

- ① 効率的・効果的な行政サービスを提供するため、文化施設等の運営手法を地方の実情に応じて選択できるようにする必要があります。
- ② 施設運営の 3 つの考え方のうち「一体的な組織運営等」に関して、総合的な視点からの事業展開、責任範囲の明確化および柔軟な経営資源配分等の観点から、これらの施設の運営主体を一体化することが望ましいと考えており、一体化を実現するためには、地方独立行政法人が文化会館等の管理運営を行うことを可能とする制度改正が必要です。

県担当課名 環境生活部文化振興課

関係法令等 地方独立行政法人法および同施行令

21 学校施設の耐震性の確保等、学校施設整備事業の拡充と財源確保

(文部科学省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 公立学校施設の耐震化推進のため、地震特措法の特例による算定割合の引き上げ(1/3→1/2)等の支援措置を継続するとともに、天井等の落下防止対策等の非構造部材の耐震対策工事については、新たに高等学校も対象としたうえで、建物の耐震化と同様の算定割合の引き上げを行うこと。
- 2 公立学校施設の高台移転等の津波対策に必要な用地取得費や造成費用に対する支援制度を創設すること。
- 3 インクルーシブ教育を推進するため、障がい児等の学習環境を改善する工事に対する算定割合の引き上げ(1/3→1/2)を行うこと。
- 4 公立学校施設整備事業が実態に即したものとなるよう、建築単価や離島振興対策実施地域などに加算される特別加算率の引き上げ等を行い、支援制度を充実すること。
- 5 公立学校施設整備事業の円滑な事業推進のため、施設整備計画に基づいて年度当初から事業着手できるよう十分な財源を確保すること。
- 6 私立学校施設の耐震化事業に対する補助率を引き上げ(1/2→2/3)、改築工事の補助対象期間を延長すること。

《現状》

- 本県の公立小中学校の平成26年4月1日現在の耐震化率は98.5%ですが、厳しい財政状況や学校の統廃合への対応から、国が目標としている平成27年度までに耐震化を完了させることが難しい市町もあります。また、非構造部材の耐震対策についても、早期に完了させる必要がありますが、特に、屋内運動場等の天井等の落下防止対策については、平成25年8月に技術基準や手引きが示され、対策に着手したところであり、目標年度までの対策完了が厳しい状況にあります。
- 平成26年3月18日に本県が公表した「津波浸水予測図」および市町が独自に作成した浸水想定等によると、津波浸水域内にある公立小中学校は126校(23.5%)であり、うち118校が避難所に指定されています。時間的余裕をもって避難できる高台が周辺になく、屋上等においても津波に対する安全性が確保されない学校にあっては、高台移転や高層化等の対策が必要です。(学校数は平成26年5月1日現在の数値)
- 平成24年7月に、中央教育審議会初等中等教育分科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」が示され、障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場でともに学ぶことを基本としつつ、個別の教育的ニーズに的確に応えることのできる多様で柔軟な仕組みを整備することが求められています。施設面においても、障がいのある子どもが安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、スロープやトイレ、エレベーター等の整備など学校施設のバリアフリー化や、災害時等への対応のため、障がいの状態に応じた施設・整備の配慮が必要です。
- 公立学校施設整備事業の交付金額は、学級数に応ずる必要面積や児童数に対する基準面積および1㎡あたりの建築単価等により算出され、その基準や算出方法は毎年文部科学省により示されています。必要面積は「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)」に規定する学級編成の標準により算定するため、少人数学級等により学級数が標準を上回る場合、

その上回る学級数は交付金額の算定に反映されません。また、近年では、資材費の高騰や作業員不足による工期延長等、工事費が増加する傾向にあり、平成 27 年度においても平成 26 年度に引き続き、資材費や労務費等の上昇分として建築単価の引き上げが行われたところですが、依然、交付金事業等の算定基礎となる面積や単価が実際に必要となる面積や単価と乖離していることから、設置者の負担が増大しています。このことは、今後、増加すると予想される学校の統廃合や老朽化対策など喫緊の課題の対応への影響が懸念されます。

- 平成 26 年度当初予算における公立学校施設整備費は、要望額が予算額を上回ったため、当初から計画していた事業の一部の採択が見送られ、施設整備計画に沿って進めてきた事業の遅延や中止などの支障が生じました。平成 27 年度当初予算は 2,049 億円が確保されていますが、要望額は予算額を大きく上回っており、今後の円滑な事業推進に支障を来すことが懸念されています。
- 本県の私立学校においては、公立学校に比べて校舎の耐震化が遅れています。また、国の私立学校に対する耐震化の促進事業は、公立学校に比べ補助率が低く、改築工事の補助対象が私立幼稚園のみから私立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校に拡大されたものの、拡大された校種に対する補助は平成 28 年度までの 3 年間の時限措置となっています。

《課題》

- ① 公立小中学校施設の耐震化推進のため、平成 27 年度末で終了する地震特措法の特例による算定割合の引き上げや地方財政措置の継続を行う必要があります。特に、天井等の落下防止対策等の非構造部材の耐震対策を進めるため、新たに高等学校を補助対象に加えるとともに、現状の算定割合（1 / 3）を建物の耐震化と同様に嵩上げする必要があります。
- ② 津波対策については、集団移転促進事業に関わらず、津波対策のための不適格改築事業の拡充が、平成 27 年度に行われましたが、用地取得費や造成費用を含む高台移転に要する経費や建物の高層化に要する経費は補助対象となっていないため、それらの経費に対する支援制度が必要です。
- ③ 障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学べるよう、一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズ等に応じた教育環境整備を進めるため、大規模改造事業における障害児等対策施設整備工事に対する算定割合の引き上げ（1 / 3 → 1 / 2）が必要です。
- ④ 少人数学級等による実際の学級数が交付金額の算定に反映されるよう必要面積を弾力的に運用するとともに、市場価格との乖離を解消するため、建築単価の大幅な引き上げや離島振興対策実施地域などに加算される特別加算率の引き上げを行い、実情に合った補助制度となるよう改善が必要です。
- ⑤ 施設の老朽化等に伴い今後増大する施設整備に対応し、学校施設の環境改善を図るため、施設整備計画に基づくすべての事業が実施できるよう必要な財源を確保し、年度の早期に事業に着手できるよう迅速な事務処理が必要です。
- ⑥ 私立学校の耐震化を促進するためには、耐震補強工事の補助率の上限を、公立学校と同様に 1 / 2 から 2 / 3 に引き上げるとともに、私立幼稚園以外の校種についての改築工事の補助対象期間を延長する必要があります。

県担当課名 教育委員会事務局学校経理・施設課、環境生活部私学課、健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課

関係法令等 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律、地震特措法、地震財特法、南海トラフ特措法、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律、学校施設環境改善交付金交付要綱、私立学校施設整備費補助金交付要綱

22 海岸漂着物対策の推進

(総務省、環境省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 海岸漂着物の回収処理および発生抑制対策を推進するため、国において「地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）」が措置されたが、平成 28 年度以降についても十分な予算を確保するとともに、地方負担については、引き続き地方交付税措置を講じるなど、地方自治体の負担軽減に努めること。
- 2 海岸漂着物の発生抑制として実施する河川ごみの回収処理に要する経費についても財政上の措置を講ずること。

《現状》

- 伊勢湾流域圏の東海三県一市（三重県、岐阜県、愛知県、名古屋市）では、連携して海岸漂着物の問題に取り組んでおり、三県一市の「海岸漂着物対策検討会」として、対策の推進に係る財政上の措置を講ずること等を提言したところ、平成 26 年度補正予算において「地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）」が措置されました。これにより、平成 27 年度以降も継続して海岸漂着物の回収処理および発生抑制対策を推進することが可能となりましたが、一部地方負担が必要となりました。
- また、漂流ごみ、海底ごみの回収処理に係る経費についても補助対象になるなど、地域における取組の幅が広がったところですが、依然として、河川ではペットボトル・食品容器などの生活ごみや流木が散見されており、それらを放置するといずれ海岸漂着物になることから、その対策も必要となっています。
- 美しく健全で活力ある伊勢湾の再生に向けては、今後、海岸漂着物の発生抑制などの息の長い取組が求められています。

《課題》

- ① 海岸漂着物の発生抑制対策を講じても、短期間で効果が発揮され海岸漂着物が無くなるわけではなく、継続して一定の回収処理、発生抑制対策を実施していくことが必要であることから、平成 28 年度以降も十分な額の予算を確保する必要があります。また、海岸漂着物の問題は県域を越えて生ずる問題であり、被害を受けている県に負担が偏ることのないよう、地方交付税措置を講じるなど自治体負担の軽減が必要です。
- ② 海岸漂着物対策では、流域圏の河川における散乱ごみ等の回収処理や流出防止対策により、ごみが海域に流出する前に対策を講ずることが効率的であり、この対策に活用できる財政上の支援措置が必要です。

県担当課名 環境生活部大気・水環境課

関係法令等 海岸漂着物処理推進法

23 水道施設の災害対策に係る財政支援の充実

(内閣府、厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 水道施設の耐震化等に係る交付金事業において、交付率の嵩上げ（ $1/3 \rightarrow 1/2$ ）や交付要件の緩和（水道事業：資本単価 $90 \text{ 円}/\text{m}^3 \rightarrow 70 \text{ 円}/\text{m}^3$ 、用水供給事業：資本単価 $70 \text{ 円}/\text{m}^3 \rightarrow 50 \text{ 円}/\text{m}^3$ ）等財政支援の充実を図るとともに、津波や豪雨等による浸水対策に向けた補助メニューを創設すること。
- 2 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による指定を受けた場合の水道施設復旧に対する補助率嵩上げ（ $2/3$ ）の採択要件を緩和（上水道事業の査定事業費 1 億円以上 \rightarrow 5 千万円以上など）すること。

《現状》

- 水道事業・用水供給事業において耐震化等の施設整備が遅れていますが、長引く景気低迷や人口減少等により経営が厳しさを増している中、平成 22 年度の採択基準の変更（資本単価の引き上げ）に伴い一層厳しい状況となった事業者があります。また、津波や豪雨等による施設の浸水対策に向けた制度が整備されていません。
- 災害復旧補助事業に係る補助率については、平成 26 年度の制度改正により「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による指定を受けた場合の嵩上げ（ $2/3$ ）措置が講じられましたが、査定事業費が規定の額に達しない場合は当該措置が適用されないこととなっています。

《課題》

- ① 水道事業・用水供給事業を取り巻く厳しい経営環境の中、大規模災害に対応するため、耐震化対策や老朽化施設の更新等に係る交付金事業において、交付率の嵩上げや交付要件の緩和等の財政支援の充実が必要です。また、下水道事業では津波等による浸水対策の整備が進められていますが、水道事業・用水供給事業においても施設の浸水対策に向けた補助制度の創設等、事業者への支援が求められています。
- ② 激甚災害に指定されながら査定事業費が規定の額に達しない場合は当該措置が適用されないことから、採択要件の緩和が求められています。

担当課名 環境生活部大気・水環境課、企業庁水道事業課

関係法令等 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱

水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱、上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱

24 人権が尊重される社会づくりの推進

(総務省、法務省、文部科学省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 人権が尊重される社会の実現に向け、人権教育・啓発に関する施策を充実強化するとともに、地方自治体が地域の実情に応じて人権教育・啓発に関する施策を推進することができるよう、人権啓発活動地方委託事業の予算を増額し、地方自治体が活用しやすい制度とすること。
- 2 さまざまな人権侵害の現状をふまえた法的措置等を含めた実効性ある人権救済制度を早期に確立するとともに、その実施の際には地方自治体等との連携・協力体制を構築すること。
- 3 インターネット上の差別的な書き込み等の人権侵害に対して、速やかに書き込み等を削除することを可能とする法的措置等を含めた実効性ある対策を実施すること。

《現状》

- 偏見等による差別や人権侵害はいまだに発生しており、これらの解決に向けて、国と地方自治体が連携して人権教育・啓発に取り組んでいます。本県では、人権啓発活動地方委託事業による市町再委託制度と併せて、県単独補助金制度を設けて、市町と連携して啓発を推進しています。
- 人権侵害による被害者の救済に関しては、本県では県人権センター等に人権に関する相談窓口を設け、支援を行っています。
- インターネット上で、同和地区の名称や所在地の情報が流布されたり、特定の個人の誹謗中傷などが掲載されるなどの人権侵害が発生していることから、本県ではネットモニタリング活動を通じた削除依頼等の対応やネットモニターリーダー養成講座等の人材育成支援を実施しています。

《課題》

- ① 人権問題の解決に向けては、国と連携して、各地方自治体が地域の実情やニーズにあった人権教育・啓発活動を主体的に取り組む必要があります。そのためには、人権啓発活動地方委託事業の予算が十分に確保されるとともに、地域の実情をふまえ、地方自治体の意向が十分に反映できる仕組みとすることが必要です。
- ② 人権侵害に対する被害者救済に関しては、地方自治体等には調査の権限がないなど相談対応には限界があることから、実効性が担保された国による救済制度が確立され、地方自治体等と連携して、迅速かつ効果的にきめ細かく被害者救済が推進されていく必要があります。
- ③ インターネット上の人権侵害については、現行法では有効な手段が取れず、瞬時に広範囲にわたって流布される等の特性をふまえ、速やかに書き込み等を削除することができる法的措置も含めた救済制度等の整備が必要です。

県担当課名 環境生活部人権課

関係法令等 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、人権啓発活動地方委託要綱

25 地方の実情に応じた女性の活躍推進の支援

(内閣府)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 地域経済団体等の多様な主体と連携し、地域が一体となって女性の活躍を推進する事業に対し、「地域女性活躍推進交付金」の延長・拡充による継続的な財政支援を行うこと。
- 2 女性活躍推進の取組進展度を客観的に評価できるよう、都道府県別に女性の登用状況等を比較できる実態調査を毎年度実施すること。

《現状》

- 本県では、「地域女性活躍加速化交付金（平成 25 年度国補正予算）」「地域女性活躍推進交付金（平成 26 年度国補正予算）」を活用し、平成 26 年度から地域経済団体、労働団体、労働局等と連携して「女性の活躍推進三重県会議」を設け、官民一体となって県内企業・団体等に加入を働きかけ、それぞれの取組の「見える化」を図り、女性の活躍推進の機運を醸成する取組を進めています。
- 女性の活躍推進をテーマとするフォーラムや、企業経営者、人事労務担当者等を対象とするセミナーを開催し、企業等における女性の活躍推進の機運醸成を図るとともに、男性管理職を対象とするセミナー、女性キャリアアップを支援するセミナー、女性管理職等の交流会などを開催し、女性の活躍に向けて幅広く支援しています。
- 女性の活躍に係るさまざまな施策を強力に進めている中、都道府県別に管理職への女性登用率等の数字を得ることができる調査は、5 年間隔の調査（就業構造基本調査、国勢調査）しかありません。

《課題》

- ① 「女性の活躍推進三重県会議」を基盤として、将来的には男女共同参画センターを中核とする、より幅広い女性の活躍推進の地域ネットワークを構築し、すべての女性が輝く三重に向けた地域ぐるみの取組にしていくことが必要です。それに向けて中期的に取組を継続して進めていくために、「地域女性活躍推進交付金」の延長・拡充など引き続き国の支援が必要です。
- ② 女性の活躍に向けてより適切・効果的に取組を進めていくために、取組の成果を女性の登用状況等の客観的な数字により他県との比較なども交えて評価を行うことができるよう、都道府県別に女性の登用状況等を把握する全国的な調査を年度ごとに実施することが必要です。

県担当課名 環境生活部男女共同参画・NPO課
関係法令等 男女共同参画基本法

26 多文化共生社会づくりの推進

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

(内閣官房、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、外務省)

- 1 多文化共生社会づくりを推進するため、外国人全般の受入や中長期的な方向性等を示す方針を策定すること。
- 2 外国人住民が集住する地域を持つ地方自治体への特別交付税の増額、もしくは、交付税以外の交付金、補助金等による財政支援制度を創設すること。
- 3 災害発生時等に、多言語およびやさしい日本語で情報を伝える仕組みづくりやネットワークの構築などの県の広域的な取組を支援する制度を創設すること。
- 4 外国人住民が安心して適切な医療を受けられるよう、公的な医療制度全体の枠組みの中で医療通訳などの制度を整備すること。
- 5 日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する就学支援、学校生活への適応指導や日本語指導に係る施策および財政支援を充実させること。

《現状》

- 人口減少や外国人住民の定住化など環境が大きく変化する中、三重県の外国人住民数は42,945人と県人口の2.34%を占め、外国人比率は全国第3位です。(平成25年末現在、「平成26年版 在留外国人統計」(法務省)より)
- 本県や外国人が集住する地域の市町では、防災や就学などの生活に密着した支援が必要であるとの認識から、相談窓口の設置、多言語での情報提供、生活オリエンテーションの実施など、地域事情に応じた取組を進めています。
- 南海トラフ地震などの災害時には広域的な視点での支援や多様な主体の連携が不可欠であることから、「みえ災害時多言語支援センター」など多言語およびやさしい日本語で情報を伝える仕組みづくりや広域的なネットワークの構築をめざしています。
- 本県では、地域の事情に沿って地域の基幹病院に医療通訳者を配置する形で、医療通訳制度の発展・定着に取り組んだ結果、平成26年度には県内の5医療機関等が費用を自己負担して医療通訳者を配置しました。
- 本県の公立小中学校および県立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数は1,920人で、在籍する学校数は224校となり、県内の公立小中学校および県立学校の約37%にあたります(平成26年5月1日現在)。

《課題》

- ① 中長期的な視点に立った外国人全般の受入方針および日本社会に適応して生活できるようにするための施策に係る体系的・総合的な方針を策定することが必要です。
- ② 外国人住民が集住する市町村に対しては特別交付税が交付されていますが、県や市町村の多文化共生社会づくりに関する取組に対しても財政的支援が必要です。
- ③ 災害発生時に県が行う広域的な取組に対して、国として財政的支援を含めた新たな支援制度が必要です。
- ④ 医療通訳者の配置と育成には費用と時間が必要であり、ほとんどの医療機関等では配置されていません。今後、外国人観光客を含めた多くの外国人が医療機関等を利用することが見込まれる中、医療通訳などの制度の整備が必要です。
- ⑤ 外国人児童生徒の在籍状況の広域化に伴い、外国人の子どもを受け入れる学校では、日本語の習得状況等に応じた支援が求められており、「特別の教育課程」による日本語指導が可能になったこともふまえ、各学校において指導する教員や支援員等の確保、指導方法の確立および進路保障を図ることが必要です。

県担当課名 環境生活部多文化共生課、教育委員会事務局小中学校教育課、高校教育課、特別支援教育課

27 性犯罪・性暴力被害者支援の推進

(内閣府)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

潜在性の高い性犯罪・性暴力被害者に対する支援が一層進むよう、地方における性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの取組についての財政支援制度を創設すること。

《現状》

- 全国的にストーカー事案・配偶者暴力事案の認知件数が過去最多を記録（平成 25 年）するとともに、子ども・女性が被害者となった性犯罪やその前兆事案である声掛け・つきまとい事案等が多発するなど極めて深刻な状況にあることから、性犯罪・性暴力被害者等の支援の強化等子ども・女性を守るための環境整備が必要となっています。
- 国においては、潜在性の高い性犯罪・性暴力被害者を支援するための「ワンストップ支援センター」について第三次男女共同参画基本計画等において設置促進を明記し、全国的にも設置の動きが進んでいます。本県においても、平成 27 年度上半期の設置に向け準備を進めているところです。

《課題》

性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターの設置運営に関しては、被害者支援体制の構築・強化のために相談員に必要な性犯罪被害に特化したカウンセリング能力、医療知識、刑事・民事手続などに関する知識習得といった人材養成や、相談支援機能の拡充・強化に必要な関係者向け研修会の開催、また、大学あるいは中・高等学校をはじめとする教育機関や企業などの団体に対する効果的な広報啓発の推進・強化など多くの課題があることから、被害者支援を充実するために、財政支援制度の創設が必要です。

県担当課名 環境生活部交通安全・消費生活課

28 南海トラフ巨大地震に備えた災害廃棄物処理体制の強化

(環境省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

災害廃棄物の広域処理について、国の役割を明確にし、全国ブロック内およびブロック間の広域支援体制を早期に構築すること。

また、災害廃棄物の仮置場等の用地について、市町村がその候補地を確保できるよう積極的な支援を行うこと。

《現状》

■ 環境省では、平成 26 年 3 月に「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインの中間とりまとめ」を公表し、これをもとに、広域的な災害廃棄物の処理体制構築に向け、「災害廃棄物対策行動指針」を作成したうえで、各地域ブロック（環境省地方環境事務所）単位での行動計画の策定をめざし地域ごとに協議を進めています。

本県においても、広域的な大規模災害に備え、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を行う体制の構築に向け県および市町で災害廃棄物処理計画策定等の取組を行っています。（県計画は平成 27 年 3 月策定）

■ 南海トラフ地震による災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理には、その膨大な発生量に対応した仮置場等の用地を事前に確保しておくことが不可欠です。環境省が設置する「巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会」では、災害廃棄物の仮置場の確保は市町村の役割として、行動指針への位置づけが議論されています。

県内各市町は災害廃棄物の仮置場等の確保に取り組んでいますが、市町有地のみで必要と推計される面積を確保することは困難な状況です。

《課題》

① 広域的な大規模災害発生時には、行政機能が低下した市町村に代わって、災害廃棄物処理について調整し、迅速に対策を講じることが重要です。そのためには、災害廃棄物の推計発生量や廃棄物処理施設の処理能力を的確に把握したうえで、地方環境事務所、関係自治体、民間事業者等からなる広域的な処理体制を事前に構築しておくことが必要です。

② 市町村が必要とする災害廃棄物の仮置場候補地の確保を進めるために、仮置場として活用可能な国有地について、情報提供等の国の積極的な支援が必要です。

県担当課名 環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課

関係法令等 災害対策基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

29 廃棄物の適正処理に関する体制整備の推進

(環境省、財務省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 循環型社会の構築に向けて、市町村等が整備を行う廃棄物処理施設や浄化槽に係る循環型社会形成推進交付金について、平成 28 年度分の必要額を確保すること。また、災害時に対応でき効率の高いエネルギー回収型廃棄物処理施設について、重点対象設備に限定することなく交付率 1 / 2 を適用する制度とすること。
- 2 新たに設置する安定型最終処分場について、展開検査場および浸透水等集排水設備の設置を義務付けるなど生活環境の保全に配慮した構造基準にすること。
- 3 不法投棄や倒産等で適正に管理されていない PCB 廃棄物を、生活環境に支障が生じないよう県がやむを得ず事業者に代わり処理する際には、PCB 廃棄物処理基金助成金を利用可能とするなどの財政的な支援策を講じること。

《現状》

- ダイオキシン対策で整備したごみ処理施設の更新に伴い、循環型社会形成推進交付金の要望額の増加が見込まれています。また、災害時に対応でき効率の高いエネルギー回収型廃棄物処理施設のうち余熱利用設備等重点対象設備は交付率 1 / 2 が適用されましたが、それ以外の対象経費については交付率 1 / 3 が適用されています。
- 安定型最終処分場の維持管理において、安定 5 品目以外の付着や混入がないか否かを完全に把握することは難しく、一旦、地下水が汚染された場合、その状況を改善するには相当の期間と費用が必要です。
- 不法投棄や倒産等で管理者不在となり適正に管理されていない PCB 廃棄物について、生活環境に支障が生じないよう県がやむを得ず処理しなければならない状況となっています。

《課題》

- ① 必要な施設整備を円滑に行うため、年度当初の予算確保が必要です。また、災害時に対応できる廃棄物処理システムの確保を一層推進するためには、エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち重点対象設備に限定することなくすべての対象経費に対して交付率 1 / 2 を適用するよう支援制度の拡充が必要です。
- ② 安定型最終処分場で安定 5 品目以外の廃棄物の混入による地下水汚染を未然防止するため、展開検査場の確保と浸透水を全面的に集排水できる設備が必要です。
- ③ 適正に管理されていない PCB 廃棄物を生活環境に支障が生じないよう県が早期に処理するためには、財政支援が必要です。

県担当課名 環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課

関係法令等 循環型社会形成推進交付金要綱、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

30 産業廃棄物の不適正処理対策への支援

(環境省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 産廃特措法に基づく支障除去対策において、用地購入費を支援対象に追加すること。
- 2 産廃特措法に基づく支障除去対策完了後の跡地の有効利用について、その整備費等を支援すること。
- 3 産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業について、平成 28 年度以降も制度を存続し、支援を継続すること。

《現状》

- 四日市市大矢知・平津事案は、覆土・雨水排水対策を中心とした支障除去対策を実施しており、調整池等を措置命令区域外に設置することとして、用地を一般地権者から購入する計画ですが、現在の運用では、用地購入費は対象外とされており、産廃特措法に基づく財政的支援が受けられません。
- また、「負の遺産」を解消するため、平成 25 年度に国庫補助金を受けた上で、地元と一体となって対策完了後（平成 35 年度以降）の跡地利活用方法の検討を進めていますが、現状では跡地の整備費に対する支援制度はありません。
- 平成 10 年 6 月以降の事案を対象とし、都道府県等が行う原状回復事業に対する国の支援制度について、制度の変更が検討されています。
(原状回復事業に対する平成 25～27 年度の支援比率：国 30%、産業界 40% 計 70% ※本県は現時点では該当事案なし)

《課題》

- ① 覆土・雨水排水対策を中心とした支障除去対策の実施において、調整池等の用地を確保するために多額の費用が必要です。
- ② 支障除去対策完了後の跡地の有効利用がなされるよう跡地の整備を実施するには多額の費用が必要です。
- ③ 原状回復事業に対する国の支援制度（産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業）は、平成 28 年度実施分から自治体への支援が大幅に縮小されるおそれがあります。円滑に原状回復等がなされるよう、現行制度をできる限り維持し、自治体の財政負担を軽減する必要があります。

県担当課名 環境生活部廃棄物対策局廃棄物適正処理プロジェクトチーム

関係法令等 産廃特措法（特定産業廃棄物に起因する支障除去等に関する特別措置法）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

31 川上ダム建設事業の促進

(国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・予算

川上ダムの整備は、過去幾度となく浸水被害を受けてきた伊賀地域住民の悲願であり、また、利水の面においても、地域にとって必要不可欠な施設であることから、平成 34 年度の完成工期を厳守するとともに、さらなるコスト縮減に最大限努めること。

《現状》

- 家屋補償については、平成 15 年度に 40 戸 (100%) の移転が完了し、水没用地については 114ha (約 99%) が取得済みです。
- 本体工事の準備工事となる転流工事は、平成 23 年 1 月に概成しています。
- 国の治水政策の転換に基づき、川上ダムは「新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業」とされ、平成 22 年度から検証作業が進められてきましたが、平成 26 年 8 月に国土交通省が川上ダムの対応方針を「継続」と決定しました。
- 平成 27 年 3 月に変更認可された事業実施計画において、工期は昭和 56 年度から平成 34 年度までと位置づけられました。

《課題》

〔治水〕

- ① 過去から幾多の水害に悩まされた本県伊賀地域(木津川上流地域)の治水対策として、狭窄部である岩倉峽の開削を要望してきましたが、狭窄部の開削は都市化が進む下流地域の洪水リスクを高めることとなることから、「上野遊水地、川上ダムと河道掘削」で対応する治水計画を苦渋の選択の上、受け入れてきた経緯があります。
- ② 昭和 28 年洪水では約 540ha、約 200 戸の浸水被害を受け、最近では平成 25 年の台風 18 号の接近時に、ダム下流域において浸水被害が発生し一時住民が避難しており、一刻も早いダムの完成による、伊賀地域の治水安全度向上が望まれています。

〔利水〕

- ① 伊賀市水道事業では、川上ダムの完成が遅延していることから、暫定豊水水利権による取水となっており、水道水源として不安定な状態です。
- ② 最近の公共事業労務費の上昇や物価上昇などに伴い建設事業費が増大し、利水者の負担が増大することが懸念されます。

県担当課名 地域連携部水資源・地域プロジェクト課、環境生活部大気・水環境課、県土整備部防災砂防課、企業庁水道事業課
関係法令等 河川法、水資源開発促進法、水資源機構法

32 地籍調査の推進

(国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 市町村等が地籍調査を実施する場合の人件費を国庫負担金の対象とすること。
- 2 地籍調査費負担金の予算を確保すること。

《現状》

- 地籍調査の成果は土地の基礎的な情報であり、社会資本整備を円滑・着実に実施する礎として、極めて重要な役割を担っています。
- 三重県の進捗は全国平均 51%（平成 25 年度末）に対して 9%と大きく下回っていますが、県および市町の財政状況が厳しく、事業の着実な推進が困難となっています。
- 地籍調査の「第 6 次国土調査事業十箇年計画」を順調に進めていますが、平成 27 年度の国の内示額は、県の要望額の 85%となっています。

《課題》

- ① 三重県は南海トラフを震源とする大規模地震の発生に伴う被害が危惧されており、迅速に復旧・復興を図るために、土地の境界が復元可能となる地籍の整備が重要な課題となっています。
- ② 地方自治体の財政状況が極めて厳しい中、市町村の体制が整わないことが地籍調査の進まない要因になっていることから、市町村職員の人件費を国庫負担金の対象とし、調査が執行できるような制度の拡充が必要です。
- ③ 地籍調査を計画通りに推進するため、要望に対して十分な予算額の確保が必要です。

県担当課名 地域連携部水資源・地域プロジェクト課
関係法令等 国土調査法

33 生活交通手段の確保

(国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・予算

生活交通の維持・確保のため、各地域の交通事情を考慮し、地域の生活に不可欠な交通手段であるバス、鉄道への支援の拡充を図ること。

- 1 「地域公共交通確保維持改善事業」の予算枠の拡大
- 2 「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」の補助対象事業および対象者、予算枠の拡大
- 3 地域鉄道事業者の事業欠損に対する新たな支援制度の創設

《現状》

- 県は、国の制度を活用し、市町やバス事業者の協力も得ながら、生活交通のネットワーク化を進め、複数の市町間をまたぐバスに対する支援を行い、バス交通を県民の移動手段として存続させています。
- 国の補助制度を活用し、地域鉄道の設備整備等に対し支援を行っていますが、「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」の対象は単年度事業のみであり、複数年におよぶ大規模な設備更新は補助対象外です。また、大手民鉄が補助対象から除外されているため、特に、採算性の低い支線で施設の老朽化が進み、整備が遅れています。さらに、平成26年度予算で国の補助額が、要望額に対し40～45%に減額されました。
- 地域鉄道の経営状況が厳しく、その持続的な運営を確保するため、沿線自治体は多額の欠損補助等の負担を行っています。しかし、沿線自治体も財政状況が厳しく、永続的な支援が難しくなっています。

《課題》

- ① バス交通を県民の移動手段として存続させていくためには、地域にとって最適なバス交通のあり方を、まちづくりや観光なども連携しながら、地域の多様な関係者によって検討し、生活交通のネットワーク化を強化していく必要があります。そのためには、やる気のある地域が、確実に事業を実施できる予算枠の確保が必要です。
- ② 地域鉄道および大手民鉄にとって、安全性向上のための投資が大きな負担となっていることから、補助対象となる事業や事業者、予算枠を拡大する必要があります。
- ③ 経営が厳しい地域鉄道の運行支援について、県内の沿線自治体も多額の負担をしており、地域鉄道の経営安定のため、運行支援に対する国の新たな支援制度の創設が必要となっています。

県担当課名 地域連携部交通政策課

関係法令等 鉄道軌道整備法、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

34 償却資産に対する固定資産税の堅持

(総務省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

償却資産に対する固定資産税について現行制度を堅持すること。

《現状》

- 土地、建物、償却資産に対する固定資産税は、当該資産の保有と、市町村の行政サービスとの受益関係に着目して課税されるもので、税源の偏りも小さく、市町村税にふさわしい基幹税目です。
- 償却資産に対する固定資産税については、企業等が行う事業に対する市町村からの受益度を示すものとして事業用の土地や家屋と一体的に課税されるものであり、その基幹税目としての意義・目的は制度発足以来、変わっていません。
- しかし、近年、設備投資の促進を目的として、償却資産課税の見直し等が求められています。
- 平成 27 年度与党税制改正大綱においても、固定資産税の償却資産課税に関する税制措置については、「幅広い観点から引き続き検討する」こととされました。

《課題》

- ① 本県の市町においては、償却資産に対する固定資産税は地方税収全体の約 13.3% (平成 25 年度) を占めており、全国の市町村におけるその割合 (約 7.5%、平成 25 年度) と比べ非常に高く、特に重要な財源となっています。
- ② 仮に、償却資産に対する固定資産税が廃止されることとなれば、本県市町の財政運営に著しい影響を及ぼすことから、現行制度を堅持する必要があります。
- ③ また、さまざまな創意工夫で産業振興や地域活性化に取り組んでいる市町村の貴重な自主財源を、国の経済政策のために奪うようなことは、地方分権に逆行していると考えられます。

	償却資産税額	地方税収	割合
三重県市町合計	369 億円	2,771 億円	13.3%
全国市町村合計	15,400 億円	206,004 億円	7.5%

県担当課名 地域連携部市町行財政課
関係法令等 地方税法

35 国民体育大会の開催に係る運営費等の支援

(文部科学省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 本県は平成33年第76回国民体育大会の開催に向けて準備を進めているところであるが、国体の開催に係る負担が非常に大きいことから、開催県の負担を軽減するとともに、大会の充実が図られるよう、大会運営費の補助対象について、市町が負担する経費も含めること。
- 2 国体未実施のオリンピック競技種目の国体への導入にあたっては、当該競技種目の普及度合いや地方の実情を総合的に勘案するとともに、新たに地方に人的・財政的負担が生じないよう措置すること。
- 3 大会の簡素・効率化を図るため、施設基準の適用にあたっては、開催県の実情に応じ弾力的に運用できるよう検討を進めること。

《現状》

- 国体について、経済の長期的低迷やスポーツの国際化の進展等による関心の低下、開催県の人的・財政的負担の増大などの課題が顕在化してきており、大会の充実・活性化と併せて、運営の簡素・効率化の視点に立った改革・改善の議論が活発になってきています。
- 国体は、国、(公財)日本体育協会および開催県の三者の共催で開催され、国は、開催県に対し、式典および競技運営に直接必要な経費を補助していますが、市町村にも、競技会の開催経費や施設整備費等、直接的な経費負担があります。
- 2020年オリンピック・パラリンピックの開催都市が東京都に決定したことを受け、(公財)日本体育協会が「国体における2020東京オリンピック対策実行計画(案)」を策定し、国体で実施されていない五輪実施競技種目を平成26年長崎国体から順次、導入する考えを示しています。
- 総合開会式、閉会式および競技会場となる施設の整備についても、国体施設基準を満たすために必要な施設改修など開催に係る経費は、開催都道府県および市町村が負担しています。

《課題》

- ① 国体の本大会では正式競技37競技に加え公開競技等が開催されますが、大会運営費、競技役員の養成および施設の整備など開催県の大きな財政負担が生じているところです。
- ② 地方スポーツ振興費補助金の補助対象経費について、円滑な競技会開催に直接必要となる施設整備費および運営費に係る市町村が負担する経費は対象になっていません。
- ③ 開催予定となっている県は、(公財)日本体育協会が定める「国体開催基準要項」等に基づき、既に対象競技について諸準備を進めているところであり、新たな競技種目を導入することは、開催県や市町村が当初想定していなかった人的・財政的負担を負う可能性があります。
- ④ 施設基準の適用や実施競技の決定については、(公財)日本体育協会が作成した「国体開催基準要項」で一律に定められており、開催県の実情に応じた弾力的な運用がしにくい状況にあります。

県担当課名 地域連携部スポーツ推進局国体準備課

関係法令等 スポーツ基本法

36 農業の担い手の持続的な経営や経営安定を図るための施策の充実

(農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 これまで実施してきた農家の収入安定制度を踏まえ、対象農家を制限しないなど地域の実情に柔軟に対応でき、意欲的な農業経営体の不慮の収入減少に備えることができる収入保険制度を早期に創設するとともに、恒久的な制度となるよう法制化すること。また、新たな制度を円滑に運営していくためには中長期的な視点に立った地域の推進体制等を構築する必要から、早期に制度の骨格を示すこと。
- 2 収入減少影響緩和対策（ナラシ）については、米価の下落が続いた場合に、補てんの基準となる標準的収入額が低下しない仕組みに見直すとともに、標準的収入額の20%を超える収入減となった場合でも、補てんが行われるよう制度の充実を図ること。
- 3 茶価の低迷を抑止し、茶生産者の経営を安定化させることで産地の持続的な発展につながるよう、国において、全国お茶まつり等における消費拡大の取組みを支援するとともに、都道府県や関係団体と連携し、茶の消費喚起等の対策を実施すること。
- 4 茶業経営の改善と荒廃茶園の発生防止を図るため、茶から野菜等の別作物に転換する場合に必要な茶樹の抜根や整地などに対する支援メニューを創設すること。
- 5 定年帰農者など中高年齢者の就農を支援し、農村地域の雇用の拡大および新規就農者の確保が促進されるよう、「農の雇用事業」および「青年就農給付金事業」における年齢要件を拡大すること

《現状》

- 現行の農業共済制度は自然災害等による収量減少等を対象としており、価格低下は対象とされていません。また、野菜などの価格安定制度は収量減少には対応できていないほか、本県の特産である花木などについては、農業共済、価格安定制度の対象になっていません。さらに、大規模な自然災害の頻発やグローバル化の進展等による農産物価格の急落が懸念され、積極的な農業経営に取り組みにくい状況です。現在、国において収入保険制度の導入に向けた調査・検討が進められていますが、新たな制度の詳細は明らかになっておりません。
- 米などを対象とする収入減少影響緩和対策（ナラシ）については、過去の価格実績を基に算定した標準的収入額が近年の価格下落により、今後、徐々に低下することが見込まれ、補てん額も減少することが懸念されます。また、米価が大きく下落している状況の中、補てんの上限となっている標準的収入額の20%を超える収入減少になることも懸念されます。
- リーフ茶の消費落ち込み等により全国的に茶価が低迷しています。そのため、国内の消費喚起に向けては、全国お茶まつり等の振興イベントを開催（平成28年度三重県で開催）していますが、限定的な効果に留まっています。
- 茶産地では、茶価の低迷や生産コストの増加、高齢化や担い手の不足などから、荒廃茶園の発生が懸念されています。一方で、茶農家においては野菜などの生産に取り組む動きが見られるほか、地域の農家などが茶園から普通畑に転換し、野菜などを生産する動きも見られます。
- 本県への新規就農者のうち、定年帰農者を含む45歳以上の中高年齢者の占める割合は、ここ3か年の平均で17.2%を占めており、多様な担い手の確保・育成を図ろうとする本県にとって、重要な支援対象となっています。また、平成26年度から農業経営基盤強化促進法に基づき制度化された「認定新規就農者制度」においては、45歳未満の青年に加え、効率的かつ安定的な農業経営を営むために活用できる知識・技能を有する45歳以上65歳未満の者も、市町村による青年等就農計画認定の対象となっています。

《課題》

- ① 産地や農業経営の発展に向け、意欲的な農業者を対象とした収入保険制度を早期に創設することが必要であり、創設に際しては、市場価格・収量の低下のみならず、燃料や資材など経費の高騰にも対応した総合的な制度としていくことが望まれます。また、新たな制度を円滑に運営するためには、新制度の内容を早期に確認したうえで、中長期的な視点に立った推進体制等の構築が必要です。
- ② 今後も米などの価格は下落が続くと見込まれる中、農家の収入を確保していくためには、収入減少影響緩和対策（ナラシ）について、補てんの基準となる標準的収入額を減少させない仕組みに見直すとともに、標準的収入額の20%を超える収入減少にも対応できる制度としていくことが望まれます。
- ③ 全国的な茶価の低迷に歯止めをかけ、茶生産者の経営を安定化させるためには、国、都道府県、関係団体が連携し、消費者に対して効果的なPRを実施する必要があります。
- ④ 茶業経営の改善はもとより、荒廃茶園の発生防止、茶園の有効活用を進めるため、茶から他の作物に転換する際の、茶樹の抜根や整地に対する新たな支援措置が必要です。
- ⑤ 雇用または独立・自営による新規就農を目指す者にとっては、農業法人等における実践的な研修等を支援する「農の雇用事業」や就農前の研修期間や経営が不安定な就農直後の所得の確保を支援する「青年就農給付金事業」が重要な支援策となっていますが、45歳以上の中高年齢者は支援を受けることができない状況にあります。また、市町村にとっても、「認定新規就農者制度」により青年等就農計画の認定を行った45歳未満の青年に対しては青年就農給付金（経営開始型）を給付し、経営が軌道に乗るまでの間を支援することができますが、45歳以上の中高年齢者に対しては、同様に認定を行った場合でも、給付金による効果的な支援を行えない状況にあります。

県担当課名 農林水産部担い手育成課 農産園芸課

関係法令等 農業災害補償法、野菜生産出荷安定法、果樹農業振興特別措置法、畜産物の価格安定に関する法律、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律

37 6次産業化の推進に向けた支援の充実

(農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 6次産業化ネットワーク活動推進交付金事業において、地域の実状に応じた対応が行えるよう、十分な予算を確保すること。
- 2 6次産業化ネットワーク活動推進交付金事業において、農林漁業者へのサポート活動を行うにあたっては、切れ目の無い支援を行っていくため、年度当初から活動できる運営体制を整備すること。

《現状》

- 本県では、農林漁業者に対して自らの生産資源を用いて加工や販売に取り組む6次産業化を推進・支援するため、地域機関に6次産業化担当者を配置するとともに「三重県6次産業化サポートセンター」を設置し、具体的な事業計画の策定や計画実現に向けたアドバイス、2次・3次事業者とのマッチング、新商品の開発や加工・販売施設の整備への支援などを行っています。
- 農林漁業者の6次産業化の実現には、「六次産業化・地産地消法」に基づく総合化事業計画の認定（6次産業化認定）や国の補助制度（6次産業化ネットワーク活動交付金等）の活用が不可欠であり、三重県6次産業化サポートセンターの支援により、本県で6次産業化の認定を受けた農林漁業者は50件、国の補助制度の活用は30件（推進事業13件、整備事業17件）となっています。

《課題》

- ① 総合化事業計画の認定を受けた農林漁業者へのフォローアップに加え、新たに6次産業化に取り組む農林漁業者への同計画認定に向けたサポート活動への要望が増す中、三重県6次産業化サポートセンターが継続して農林漁業者の支援を行っていくためには十分な予算が必要です。
- ② 三重県6次産業化サポートセンターが農林漁業者に対して実施するサポート活動について、年度当初より実施できない場合は、総合化事業計画に基づく農林漁業者の計画的な事業実現に支障が生じるおそれがあります。

県担当課名 農林水産部フードイノベーション課
関係法令等 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律
6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱 等

38 鳥獣被害防止総合対策の強力な推進

(農林水産省、環境省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 鳥獣被害防止総合対策交付金について、平成 28 年度以降も制度を継続するとともに、地域の要望に応えられるよう、十分な予算を確保すること。
- 2 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）」の一部改正により創設された「指定管理鳥獣捕獲等事業」については、事業による取組の拡大・定着を確実に推進する観点から、平成 28 年度以降当面の間は、国の平成 26 年度補正予算で行われている事業と同様のモデル事業として実施すること。

《現状》

- 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、侵入防止柵の整備などに取り組むことにより、野生鳥獣による農林水産業被害金額は着実に減少していますが、依然、被害は中山間地域を中心に深刻な状況です。こうした中、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金の制度については、事業の実施期間が平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間となっています。
- 鳥獣保護法の改正により創設された都道府県が鳥獣捕獲に取り組むことができる指定管理鳥獣捕獲等事業について、国の平成 26 年度補正予算では、事業の導入を円滑に進めるためのモデル事業として位置付けられ、交付率は 9 / 10 となっています。しかしながら、平成 27 年度当初予算の事業では 1 / 2 の交付率となっています。

《課題》

- ① 鳥獣捕獲を促進し、農林水産業被害の軽減を図るため、鳥獣被害防止総合対策交付金の事業実施期間の継続と十分な予算の確保が望まれています。
- ② これまで市町村が主体となって行ってきた有害許可捕獲や狩猟による捕獲に加え、都道府県が捕獲等事業を実施することで地域全体の捕獲力強化につながっています。捕獲が進んでいない地域を中心に、捕獲の取組の拡大・定着を確実に図っていくためには、平成 26 年度補正予算の事業と同様に、平成 28 年度以降当面の間、モデル事業として都道府県による捕獲等事業を実施する必要があります。

県担当課名 農林水産部獣害対策課、水産資源課

関係法令等 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

39 林業の活性化に向けた支援

(総務省、財務省、農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 林業の活性化に向けた取組を地方が地域の実情に応じて進められるよう、平成27年度限りとなっている「森林整備加速化・林業再生交付金」を長期的な支援制度にするとともに、引き続き地域材の需要拡大が進むよう、県産材を活用する住宅や商業施設などの整備に対する支援メニューを創設すること。
- 2 国の造林事業（森林環境保全直接支援事業・環境林整備事業）に係る地方負担の軽減措置を講じること。
- 3 国土保全や地球温暖化防止等に大きく貢献する森林吸収源対策に必要な安定財源を確保すること。

《現状》

- 県では、林業の活性化に向けて、木質バイオマス発電を契機とする木質チップの需要を林業の下支えとして、素材生産量の増大や木材の安定供給体制の構築、木材輸出等県産材の新たな需要拡大の取組を一体的に進めています。
- 森林整備加速化・林業再生基金事業の実施以降、地域材の出荷量や木造公共施設の整備件数等は大きな伸びを示しており、林業の活性化に大きな役割を果たしていますが、平成26年度補正予算で措置された森林整備加速化・林業再生交付金は平成27年度限りとなっています。
- 造林や間伐などの国補造林事業（森林環境保全直接支援事業・環境林整備事業）については、県費の負担が義務となっているため、県の財政状況によって十分な森林整備を進められない状況となっています。
- 平成27年度税制改正大綱では、森林吸収源対策の財源の確保について、COP21に向けた2020年以降の温室効果ガスの削減目標の設定までに、具体的な結論を得ることとされています。

《課題》

- ① 森林・林業を取り巻く状況は地域によって異なることから、林業の活性化に向けた取組を地域の実情に応じて進められるよう、引き続き「森林整備加速化・林業再生交付金」のような川上から川下に至る総合的な支援策が必要です。
- ② 住宅建築等の落ち込みは、地方の経済にも大きく影響することから、住宅や商業施設などの民間木造施設の建設を促進し、地域材の需要が拡大する新たな施策が必要です。
- ③ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法において、従来水準を超えて追加的に実施する間伐等については、地方債の特例等の支援措置が講じられていますが、厳しい地方の財政状況の中で森林整備を推進するためには、森林整備に係る全ての地方負担を起債対象とするなど、地方負担の軽減措置が必要です。
- ④ 国土保全や地球温暖化防止、林業の成長産業化を進めるうえで欠かせない、造林・間伐などの森林整備を推進するための安定的な財源の確保が必要です。

県担当課名 農林水産部森林・林業経営課

関係法令等 森林整備加速化・林業再生事業実施要綱、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律
森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法、森林法

40 水産業の成長産業化に向けた施策の強化

(農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 水産物の輸出促進の障壁となっている放射性物質検査証明の撤廃について、輸出先国に対し本県産水産物の安全性に関する適切な情報提供を行い、規制緩和を働きかけること。
- 2 海女漁業のような雇用契約に馴染まない漁業でも活用できる、独立自営で漁業に就業した若者に対する支援制度を充実すること。
- 3 世界的な需要拡大等により養殖用配合飼料価格が高騰している現状を踏まえ、マダイ等の養殖業の持続的かつ安定的な経営を図るため、飼料価格高騰による影響の緩和策の強化や、飼料原料となる国産魚粉の確保に対する支援を行うこと。

《現状》

- 韓国、中国、レバノンの3か国は、本県産水産物の輸入に際し、放射性物質検査証明を求めています。これまで、本県産水産物からは東日本大震災に起因する放射性物質は検出されていません。
- 海女の数が全国最多の本県では、全国で初めて海女漁を県の無形民俗文化財に指定し、文化財保護と水産振興の両面から、積極的に海女漁業の振興に取り組んでいます。海女漁業は、漁獲物を探しながら独りで繰り返し素潜りを行う独特の漁法であり、指導により技術習得できるものではなく、指導を前提とした雇用契約には馴染みません。また、漁家に嫁いだことを契機に海女漁業に就業する場合でも、独りで経験を積み重ねて技術を習得するまで所得は不安定な状態が続きます。
- 魚粉価格は、原料魚の資源量減少による供給量減少及び世界的な需要の高まりにより上昇しています。こうしたことから、魚粉を原料とする養殖用配合飼料の価格が高止まりしており、国の「漁業経営セーフティーネット構築事業」により、価格の上昇分に対する補填が行われているものの、養殖漁家の経営は厳しい状況となっています。

《課題》

- ① 放射性物質検査証明にかかる手間と費用が事業者の負担となっており、輸出拡大の障壁となっています。
- ② 漁業への就業・定着促進のための国の新規漁業就業者総合支援事業は、指導を前提とした雇用契約の締結を補助要件としており、海女漁業等では当事業の活用は困難となっています。このため、雇用契約に馴染まない海女漁業等でも活用できるよう、指導研修の有無や親からの経営継承に関わらず、経営開始計画に基づき、新規就業後の所得安定を支援する制度の充実が必要です。
- ③ 魚粉の世界的な需給の逼迫に伴い、養殖用配合飼料の供給量不足や更なる価格高騰が懸念されていることから、養殖漁家の持続的かつ安定的な経営を図るため、「漁業経営セーフティーネット構築事業」の積立単価の上限の更なる引上げや配合飼料の原料となる国産魚粉の安定確保に向け、生産者団体等が行う魚粉加工施設の整備に対する支援の充実が必要です。

県担当課名 農林水産部水産資源課、水産経営課
関係法令等 対各国との輸出取扱要領等

41 国土強靱化に向けた農林水産業施設の計画的な整備の推進

(農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 宅地化が進んだ農村地域および海拔ゼロメートル地帯で宅地と農地が隣接している地域で排水機場の更新が円滑に進められるよう、湛水防除事業の要件を緩和すること。
- 2 地域の実情に即した整備を実施し、農村地域の防災力を高めていくため、農村地域防災減災事業における耐震調査および整備計画書策定に関する補助を恒久的な制度とすること。
- 3 山地災害の未然防止および復旧対策を着実に進められるよう、治山事業に必要な予算を十分に配分すること。
- 4 南海トラフ地震により発生する津波等から背後地を守るため、海岸保全施設の整備に必要な予算を十分に配分すること。
また、南海トラフ地震津波避難特別強化地域における海岸保全施設の整備に対して、東日本大震災復興特別会計で行われた全国防災対策と同等の制度を創設し、国の財政支援を強化すること。

《現状》

- 過去に湛水防除事業で整備した排水機場について、宅地化（受益面積の50%以上）が進んでいる場合、更新整備の対象外となります。また、海拔ゼロメートル地帯においては、大雨等により農地だけでなく、住宅等にも甚大な被害が発生するため、排水機場の更新整備に関する要件緩和が求められています。
- 老朽化した基幹的農業水利施設の耐震調査および調査設計事業等は、国の定額補助事業を重点的に活用して実施しています。しかしながら、この定額補助事業は、平成27年度までの制度となっています。
- 台風等による風水害の頻発に伴い、山地災害対策の強化が求められています。
- 南海トラフ地震の切迫性が指摘されている中で、津波等の被害から背後地を守る対策の強化が求められています。

《課題》

- ① 排水機場の受益面積のうち農地面積の比率が50%未満となった地区や、海拔ゼロメートル地帯で大雨等により宅地が甚大な被害を受ける地域においては、農業集落の地域防災の観点から更新整備の事業対象とする必要があります。
- ② 老朽化した基幹的農業水利施設の改修の必要性は高まっており、施設の改修を着実に進めるため、耐震照査および調査設計事業等の定額補助制度の恒久化が望まれています。
- ③ 必要な治山事業予算が確保できない場合には、頻発する山地災害の復旧対策が遅れるとともに、着手率が50%程度に止まっている山地災害危険地区での未然防止対策がさらに遅れることになります。
- ④ 南海トラフ地震防災対策推進地域、特に南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域において、比較的頻度の高い津波（L1津波）を発生させる地震に対応した海岸保全施設の整備を加速していくためには、東日本大震災復興特別会計で行われた全国防災対策と同等の制度を創設するなど、国の財政支援の強化が必要です。

県担当課名 農林水産部農業基盤整備課、治山林道課、水産基盤整備課

関係法令等 土地改良法、農村地域防災減災事業実施要項、森林法、海岸法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する法律、地方財政法

42 漁業経営の安定に向けた施策の強化

(農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

- 1 南海トラフ地震等の大規模地震発生の際の緊迫度が高まる中、津波等により生じたへい死魚介類などを含む災害がれきを原因とする漁場機能の低下を早急に回復できるよう、恒久的な支援制度を創設すること。
- 2 定置網施設を「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく災害復旧事業の対象とすること。

《現状》

- 本県では、平成22年のチリ地震および平成23年の東日本大震災に伴う津波が原因となった流木、へい死した養殖魚介類、土砂などによって、漁場機能が低下する被害が発生しました。へい死魚介類が腐敗する前に早急に処分する必要があったため、国支援制度がない中で、漁協等が自らこれらの除去・処分に取り組みました。
- 近い将来、南海トラフ地震による津波被害が想定される中、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」では、水産動植物の養殖施設は災害復旧事業の対象とされているものの、養殖施設と同様に海上に設置されている定置網は対象とされていません。

《課題》

- ① 津波等による被害から速やかに漁場機能の回復を図るため、へい死した魚介類が災害がれきに含まれる場合には、腐敗する前に、迅速な処分を行う必要があります。
- ② 水産動植物の養殖施設と同様に、定置網施設についても、津波等によって被害を受けた場合、速やかに復旧に取り組めるよう、災害復旧事業の対象とすることが必要です。

県担当課名 農林水産部水産資源課、水産基盤整備課

関係法令等 漁場復旧対策支援事業実施要綱、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

43 農林漁業者の経営安定に向けた燃油高騰対策の充実

(農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

- 1 農業経営を燃油価格の高騰による影響を受けにくい経営構造に転換するため実施してきた「燃油価格高騰緊急対策事業」を平成 28 年度以降も継続実施すること。
- 2 燃油高騰による漁業者の負担軽減のため、「漁業用燃油緊急特別対策」および「省エネ機器等導入推進事業」について、平成 28 年度以降も継続すること。

《現状》

- 国事業である「燃油価格高騰緊急対策事業」によって、燃油価格の影響を受けにくい経営構造への転換が進められるとともに、燃油価格の高騰に備えるためのセーフティーネット（負担割合：国 50%・農業者 50%）が構築されていますが、同事業は平成 27 年度で終了する予定となっています。
- 現在、燃油価格は下降傾向ですが、依然として漁業経営に大きな影響を与えており、国は、現行の「漁業経営セーフティーネット構築事業」（負担割合：国 50%・漁業者 50%）に加え、平成 27 年度までは「漁業用燃油緊急特別対策」（負担割合：国 75%・漁業者 25%）により、燃油価格上昇分に対する補填が行われています。
また、平成 26 年度補正予算により実施されている省エネ機器等の導入を行う漁業者に助成する「省エネ機器等導入推進事業」が、平成 27 年度で終了します。

《課題》

- ① 燃油価格の変動が続く中、施設園芸について燃油価格の影響を受けにくい経営構造に変えていく必要がありますが、その転換はまだ十分に進んだとはいえ、「燃油価格高騰緊急対策事業」（平成 27 年度終了予定）の継続が必要です。
- ② 燃油価格の先行きが見通せない中、漁業者の経営コスト削減のため、「漁業用燃油緊急特別対策」を継続することが必要です。あわせて、平成 26 年度補正予算で実施している「省エネ機器等導入推進事業」の継続も必要です。

県担当課名 農林水産部農産園芸課、水産経営課
関係法令等 地方税法

44 地域産業の競争力強化への支援

(経済産業省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 経済のグローバル化が急速に進展していく中、高付加価値なものづくり企業が国際競争力を高めていくための設備投資等を支援する制度を創設すること。
- 2 その際、海外からも優れた人材、技術等を地域へ呼び込むために、外資系企業の対内投資を重点的に支援する制度を創設すること。

《現状》

- 本県においては、企業投資促進制度を活用して、成長産業の誘致、マザー工場化につながる設備投資、研究開発施設などの投資を支援しています。なかでも、電子デバイス部門における企業では、研究開発から試作までを行うことで海外との競争に打ち勝ち、地域の経済発展や雇用創出に大きく貢献しています。また、世界的なシェアを有するようなグローバル企業における投資を含めた企業活動に加えて、成長分野である航空宇宙産業において、部品製造に係る企業を集約して、加工や表面塗装など航空機部品の一貫受注・生産体制を構築する産業クラスターの形成を目指す動きが加速しています。
- こうした動きをさらに加速させるためには、例えば航空宇宙分野においては、欧米などの外資系企業との連携が重要になってきます。なお、政府が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「しごと」と「ひと」の好循環づくりを実現するため、対日直接投資残高を倍増（18兆円→35兆円）する目標を掲げており、本県においても、海外ミッション等を通じて、外資系航空機産業などとの連携や対内投資促進に向けた活動を実施しています。

《課題》

- ① 近年のグローバル経済の激化により、適地生産による量産工場の海外シフトが顕著になるなど、産業の空洞化が加速する恐れのある中、将来の雇用を支える付加価値が高く成長が期待できる分野において、技術力のある有望な企業の投資を促進する必要があります。県においても、投資促進制度を創設して成長産業の誘致、マザー工場化につながる設備投資、研究開発施設などの投資を支援していますが、県の規模では限界があり、地域経済発展のためには国とも連携した支援策が必要です。
- ② 対日直接投資を呼び込むためには、海外とのネットワークの構築、投資を受け入れる体制整備が重要となりますが、地方自治体だけでは財政面や人材面で限界があります。それを解決するために、外資系企業の国内拠点整備に対する財政支援制度などの構築が必要です。

県担当課名 雇用経済部企業誘致推進課
関係法令等 まち・ひと・しごと創生法

45 中小企業・小規模企業支援

(経済産業省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 県内の特に小規模企業においては収益改善が進まないなど消費税増税後の景気の落込みからの回復が遅れ、業況が停滞しているため、中小企業・小規模企業の経営の安定ならびに向上、新たな価値の創造および挑戦を促進するための予算を十分に措置すること。
- 2 経営発達支援計画の認定を受けた商工会および商工会議所への支援策を早期に具体化するとともに周知を図ること。
- 3 平成26年度補正予算で措置された事業について、県内の中小企業・小規模企業のニーズが高いことから、平成27年度以降も継続・拡充すること。
＜平成26年度補正予算における主な中小企業・小規模事業者支援策＞
 - ・ものづくり・商業・サービス革新補助金
 - ・小規模事業者持続化補助金
- 4 平成24年度補正予算、平成25年度補正予算で措置された商店街組織に対する補助金「商店街まちづくり事業（まちづくり補助金）」および「地域商店街活性化事業（にぎわい補助金）」は、県内の商店街のニーズが高いことから、これを復活し、予算措置すること。

《現状》

- 国においては、日本経済の再生に向けて取りまとめた「日本再興戦略」において、中小企業・小規模事業者への支援を柱の一つとして掲げており、昨年6月には小規模基本法および小規模支援法が成立したところです。また、平成26年度補正予算、平成27年度当初予算においても、中小企業・小規模事業者に対する支援に取り組まれているところです。
- 現在の景気情勢を踏まえ、消費税の再増税が平成29年4月に延期されるとともに、中小企業・小規模事業者が増税分の価格転嫁を拒まれる事態がないよう監視する「転嫁対策調査官（転嫁Gメン）」の配置などに取り組まれています。
- 一方、本県においては、地域の成長戦略として、平成24年7月に「みえ産業振興戦略」を策定し、地域経済の活性化、雇用の安定・拡大に向けた取組を展開しています。また、平成26年4月1日より「三重県中小企業・小規模企業振興条例」を施行し、地域経済の大きな担い手である中小企業、特に県内企業の約9割を占める小規模企業を支援するため、県が先頭に立って、人材の育成、資金供給の円滑化、創業や事業承継の促進などに引き続き取り組んでいます。

《課題》

- ① 県内の中小企業・小規模企業からは消費税増税に伴う景気の落込みから回復が進まない、消費増税分や円安等の影響に伴う原材料高足を価格転嫁できていないなど、先行きに対する不透明感が広がっています。
- ② 国・県における支援の実効性を高めていくためには、国・県が連携策および支援内容を早期に具体化する必要があります。
- ③ 商店街は、大型店舗との競合や消費税後の消費の低迷などにより、経営が困窮する個店が多く存在することから、販売を促進する環境を整えるため、補助金の支援が必要です。

県担当課名 雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
関係法令等 小規模基本法、小規模支援法

46 訪日外国人旅行者の地方周遊に向けた支援

(国土交通省、観光庁)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 無料公衆無線LAN、消費税免税制度等、外国人旅行者の受入環境整備推進のための支援を充実すること。
- 2 クールジャパン資源を活用したプロモーションを充実させるために、地方におけるビジットジャパン事業を拡充すること。
- 3 2020年東京オリンピック・パラリンピック等の効果の地方波及に向けた支援を充実すること。

《現状》

- 訪日外国人旅行者数 2000 万人を目指すためには、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会」の開催という、またとない機会を生かし、世界の人々を惹きつけて、東京のみならず、全国津々浦々に開催効果を波及させるべく、オリンピック・パラリンピック大会開催後も地域が力強く発展していくためのレガシーを生み出しながら、世界に通用する魅力ある観光地域づくりを行うことが重要です。(観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014)
- 平成 26 年に日本を訪れた外国人数(推計値、日本政府観光局)は、円安で日本への旅行が割安となったほか、東南アジアの訪日ビザ緩和、平成 26 年 10 月からの消費税の免税対象拡大などを追い風に、前年比 29.4%増の 1341 万 3600 人と、2 年連続で過去最多を更新しています。また、観光庁によると、平成 26 年に外国人が買い物や宿泊などを通じ日本国内で消費した総額も、43.3%増の 2 兆 305 億円と過去最高となっています。
- アクション・プログラムに掲げる 2000 万人を目指し、観光庁では、平成 27 年度当初予算 104 億円と平成 26 年度補正予算 42 億円をあわせて 146 億円の予算を確保して各種の取組を推進していただいております。本県でも、国の施策と連携しつつ、無料公衆無線LAN、消費税免税制度等、外国人旅行者の受入環境の整備を推進するとともに、海女や忍者、F1 日本グランプリなど、三重県のクールジャパン資源を活用したプロモーションに注力しています。

《課題》

- ① 外国人旅行者の受入環境を整備するためには、個人の外国人旅行者向けの無料公衆無線LAN環境の拡大や、免税店制度の普及など、地方が取り組む受入環境整備への継続的な財政支援が不可欠です。
- ② 海女や忍者、F1 日本グランプリなど、三重県のクールジャパン資源を生かした地域づくり施策と、体制づくり、受入環境整備、二次交通の充実等、観光振興のための地方におけるビジットジャパン事業のより一層の充実が望まれます。
- ③ 2020年東京オリンピック・パラリンピック等開催地以外の地方においても、地域のもつ魅力を世界レベルに磨き上げ、「広域観光周遊ルート」に組み込むことで訴求力を加え、継続的かつ積極的に海外にPRすることが必要です。

県担当課名 雇用経済部観光局海外誘客課

関係法令等 観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014

47 バイオ燃料や水素エネルギーの活用によるまちづくりの推進

(経済産業省)

【提言・提案事項】制度・**予算**

- 1 未利用有機物資源などの地域のバイオマス資源からバイオブタノールなどのバイオ燃料を製造し、地域で活用する地産地消の取組について、実用化に向けた技術開発やモデル実証などに関する支援の拡充を行うこと。
- 2 水素エネルギー社会、とりわけ再生可能エネルギーに由来する水素を活用した新しいまちづくりに向け、地域の強みを活かした水素サプライチェーンの構築等に関する調査事業やモデル事業に対して支援の拡充を行うこと。

《現状》

- 本県ではバイオリファイナリーを推進するため、産学官が連携して「みえバイオリファイナリー研究会」を設立し、バイオマス関連企業による異業種交流会を開催するとともに、バイオ燃料の開発等の将来有望なテーマについてロードマップを作成し、未利用有機物資源からバイオ燃料（バイオブタノール）を製造するプロジェクトなどを支援しています。
- 水素エネルギーを地域経済の活性化などまちづくりにつなげるため、本県では、市町等の参加を得て「みえ水素エネルギー社会研究会」を開催し国の動向などに関する情報共有を図るとともに、工業研究所において燃料電池に使用する部材や水素製造の研究開発を行うなどの取組を行っています。

《課題》

- ① バイオ燃料は製造コストが高く、安定生産や供給体制に課題があるため十分な市場が形成されていません。このため、バイオ燃料製造システムの導入や操業のリスクが高く、実用化が進みにくいことが懸念されている中、地域主体の産学官の研究開発体制にバイオ燃料の利用者も参加する、バイオブタノール等のバイオ燃料の実用化に向けた技術開発や地産地消に向けたモデル事業の実施など、課題解決に向けた地域での取組に対する支援の充実が必要です。
- ② 産学官の連携のもと地域が一体となって水素エネルギーを活用したまちづくりを推進するため、これまでの水素ステーション整備に対する支援に加えて、地域の強みを活かした水素製造から利用までのサプライチェーンの構築に関する調査事業やモデル事業などに対する支援の充実が必要です。特に、再生可能エネルギー等を活用して製造した水素を利活用することは、CO₂排出削減効果が大きいいため、これに資する地方の取組を一層推進するための支援制度を充実することが必要です。

県担当課名 雇用経済部エネルギー政策・ICT活用課

関係法令等 バイオマス活用推進基本計画、水素・燃料電池ロードマップ

48 第76回国民体育大会(平成33年三重県開催)に向けた都市公園施設整備への支援

(国土交通省)

【提言・提案事項】制度・**予算**

県営五十鈴公園内陸上競技場、四日市市営中央緑地内体育館等の改修に必要な予算を確保すること。

《現状》

- 本県では、平成33年に第76回国民体育大会を開催します。国民体育大会を成功させるべく、関係機関・団体、市町ならびに県が一丸となって、県民力を結集し、開催準備に取り組んでいます。
- 国民体育大会の競技会場となる施設の多くは老朽化が著しく大規模な改修等が必要なことから、平成27年度から国民体育大会の総合開・閉会式及び陸上競技の会場となる五十鈴公園内の県営陸上競技場の改修工事に着手するとともに、四日市市においては体操競技の会場となる中央緑地内の体育館建替等の設計に着手します。

《課題》

- ① 第76回国民体育大会の開催に向けて、総合開・閉会式等の会場となる五十鈴公園内の県営陸上競技場の整備等を計画的に進めることが必要です。
- ② 五十鈴公園内県営陸上競技場や中央緑地内体育館の整備等に、多額の費用を必要とすることから、国の社会資本整備総合交付金による重点的な配分などの支援が必要です。

県担当課名 県土整備部都市政策課、地域連携部スポーツ推進局国体準備課
関係法令等 社会資本整備総合交付金交付要綱

49 学級編制標準の引き下げと加配定数の維持・拡充

(文部科学省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 小学校2年生以降の学級編制標準を引き下げること。
- 2 複式学級、特別支援学級の学級編制標準を引き下げること。
- 3 先行実施している30人学級や特別支援教育、外国人児童生徒への支援など、個別課題に対応するための加配定数を維持・拡充すること。

《現状》

- 本県では、小学校1、2年生での30人学級（下限25人）と、中学校1年生での35人学級（下限25人）を実施し、平成24年度からは国の加配定数を活用し、小学校2年生で36人以上の学級を解消していますが、全学年で少人数学級編制を実施することが求められています。
- 複式学級を有する学校について、小学校においては学級編制標準の引き下げ、中学校においては複式学級の解消が求められています。特別支援学級については、年々、重度、重複の障がいを持つ児童生徒が増加しており、学級編制標準の引き下げが求められています。
- 年々増加する特別な支援を必要とする児童生徒や、高い水準で推移する日本語指導を必要とする外国人児童生徒に対して、国加配とともに県単独加配を配置し、個々の状況にあわせた対応を進めています。

《課題》

- ① 加配定数を含めた教職員定数総数が、年度末にならないと明確にならない状況では、計画的・安定的な教員の採用を実施することが困難な状況です。
- ② 複式学級を有する学校の普通学級においても、特別な支援を必要とする児童生徒が一定数在籍しており、現行の複式学級編制では発達段階に応じた対応が困難となっています。また、特別支援学級については、重度、重複の障がいを持つ児童生徒への対応が求められており、多人数（7～8人）となる学級での指導が困難となっています。
- ③ 先行実施している30人学級の継続や、特別支援教育、外国人児童生徒への支援など増加しつつある個別課題への的確な対応に向け、加配定数の維持・拡充が必要です。

県担当課名 教育委員会事務局教職員課

50 グローバル人材育成の推進

(文部科学省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 グローバル人材を育成するための小中高等学校を通じた取組の推進、教員の指導力向上および人的配置に係る財政支援の充実を図ること。
- 2 小中学校、高等学校において生きた英語を学ぶためのデジタル教材などICTを活用した教材の整備、イングリッシュルーム等の英語を使用する環境整備のための財政支援の充実を図ること。
- 3 平成 27 年度から官民協働海外留学支援制度「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」の高校生コースが開始されるが、募集枠の拡大、長期留学（1年間）支援の新設、および平成 28 年度以降も支援を継続すること。
- 4 国際バカロレア日本語デュアルランゲージディプロマプログラム（日本語DP）について、高等学校における導入促進に向けて、大学関係者も含め、日本語DPの意義、カリキュラム内容、効果について認知度向上を図るとともに、必要な財政支援の充実を図ること。

《現状》

- 本県が国内外で信頼され「選ばれる地域」となることをめざして、平成 26 年度から「グローバル三重教育プラン」に基づき、児童生徒等が、グローバル社会において求められている 3 つの力（「主体性」「共育力」「語学力」）をバランスよく身につけ、生涯にわたりこれらの力を高めていくための具体的な方向性を示し、取組を進めています。そのために、教員の専門性・指導力の向上が求められています。
- 本県では、子どもたちに自立する力と共に生きる力を育成することをめざして、平成 24 年度から「みえの学力向上県民運動」に取り組み、目的意識の向上や郷土に対する誇り・愛情等の涵養をめざし、体系的なキャリア教育や郷土教育・道徳教育のための教材づくり等を進めています。
- 小学校や中学校では、英語によるコミュニケーション能力の素地や基礎を育成しています。また、県全体として小学校における英語教育を充実させるための指導方法の確立を目指し、平成 26 年度から本県独自に研究校を指定し、先進的な英語教育の実践研究を進めています。県内高校生の海外への長期留学者数は、平成 20 年度以降、平成 26 年度まで 4 名～10 名の低い水準で推移しています。このような中、「国際文化交流促進費（高校生国際交流促進費）」（国事業）を活用するほか、平成 26 年度から「高校生の留学促進事業」（長期 3 名（300 千円）、短期 10 名（100 千円）の支援）を県独自に事業化するなどして留学の促進を図っています。

《課題》

- ① 小学校では中学校よりもALTの配置が不十分であり、生きた英語を学ぶための環境も整備されていないため、「聞く」「話す」を中心としたコミュニケーション能力を育成することが難しい状況です。今後の小学校での英語の教科化も見据え、研究開発に取り組む先進校での取組とあわせて、全県的に英語教育を進めていくことが必要であり、そのための教員の指導力向上及び人的配置等の財政措置が必要です。
- ② 小中学校、高等学校において生きた英語を学ぶため、情報化社会の中で生きる子どもたちに、デジタル教材などICTを活用した教材を整備する必要があります。

- ③ 国費・県費の留学促進事業は、支援金の額を長期 300 千円、短期 100 千円としています。一方、「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」高校生コースは、支援内容が国費・県費の留学促進事業より充実しており、スポーツや専門性を生かした留学にも門戸を開いています。しかし、この支援金は2週間以上3か月未満の短期留学のみを対象としており、長期留学を対象としていないため、長期留学を対象とする支援の必要があります。
- ④ 高等学校においては、グローバル化に対応した先進的な取組を行う必要があります。卒業後の進路として、国内だけでなく国外の大学への進学を意識した教育を実践していく必要があります。そのような中、国際バカロレア日本語デュアルランゲージディプロマプログラム（日本語DP）は、国際的に認められている大学入学資格の1つである国際バカロレア資格を取得することが可能であり、グローバル人材育成の観点からも魅力的なプログラムですが、導入にあたっては、高等学校学習指導要領との整合性、専門性を備えた指導者の養成・確保、国内大学進学者への対応、調査研究の必要経費などの点において課題が多くあります。

51 海女漁の文化財指定への取組

(文部科学省、文化庁)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

鳥羽・志摩の海女漁を早急に国重要無形民俗文化財に指定すること。
また、将来のユネスコ無形文化遺産代表一覧表記載に向けた取組を進めること。

《現状》

- 鳥羽・志摩地域の海女たちは、万葉集にも詠まれており、現代に至るまで、器械を使わず自らの身体と簡単な道具のみを使用し、素潜りである海女漁という伝統漁法を守り伝えていきます。さらに、海女漁は、伊勢神宮をはじめとする信仰とのつながり等、長い歴史の中で「民俗的な知識」・「信仰」・「資源管理」・「潜水技術」を交えた独自の文化を育んでおり、単なる伝統漁法ではないことを示しています。
- その伝統を体現している海女たちは、現代まで、「採りすぎない仕組み」を自ら課す等、「海」と共に生きてきました。しかし、利便性を追求する生活様式の変化や自然環境の変化、海女の高齢化や後継者の減少、アワビなどの水産資源の減少により、海女漁自体の存続も危ぶまれており、海女がいなくなってしまう地域もあるのが現状です。
- 本県では、国の文化財補助金を活用して、民俗文化財調査を、平成22年度から25年度までの4年間実施してきました。その調査結果をもって、文化財の保護団体である「海女保存会」の設立や、「鳥羽・志摩の海女による伝統的素潜り漁技術」の県無形民俗文化財指定といった取組を世界に先駆けて行いました。また、海女漁の存続や文化財の継承に資する水産業の振興策についても、「海女保存会」や本県を含めた9県による「全国海女文化保存・振興会議」を設立し、検討・協議をしています。

《課題》

- ① 鳥羽・志摩地域における海女の人数は、昭和24年には6,349人でしたが、平成22・23年度に行った県教育委員会の調査結果では978人と大きく減っており、高齢化も顕著となりました。さらに、公益財団法人東海水産科学協会「海の博物館」が行った調査によると、平成26年の鳥羽・志摩の海女の従事者数は761人となっており、減少傾向に拍車がかかっている状況です。このように、海女漁や海女の文化の衰退は、わが国の貴重な伝統漁や文化が消え去るだけでなく、日本人の心の拠り所である貴重な里海の風景がなくなることが懸念されます。
- ② そのためにも、伝統的な海女漁が、県無形民俗文化財指定に留まるのではなく、「海女保存会」等による文化財保護の取組を進めるためにも、国による文化財指定に向けた現地調査を、本県および海女漁が残る地域で早急を実施し、鳥羽・志摩の海女漁を早急に国重要無形民俗文化財に指定することが必要です。
- ③ また、海女漁の未来を見据え、わが国を代表するだけでなく、世界的に稀少な漁法として、将来のユネスコ無形文化遺産代表一覧表記載に向け配慮いただく必要があると考えます。

県担当課名 教育委員会事務局社会教育・文化財保護課
関係法令等 文化財保護法、無形文化遺産保護条約

52 高等学校専攻科から大学への編入学についての法的な整備の推進

(文部科学省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

- 1 高等学校専攻科修了時に「短期大学士（専攻分野）」または「準学士」と同等の称号を設け、その学位を与えるようにすること。
- 2 高等学校専攻科修了者に、短期大学や高等専門学校と同様に大学編入学ができるよう、速やかに上級教育課程への接続制度を設けること。

《現状》

- 本県では、看護や水産に関する専攻科を設置しています。
- 看護に関する専攻科において5年一貫教育を実施していますが、看護師として就労するなかで、短期大学卒業者や4年生の看護系大学を卒業した同年齢の看護師と比較して待遇面で不利となる場合があります。
- 製造業が多い一部の市町や企業からは、工業高校に専攻科を設置し、より高度な知識や技能を身につけた人材の育成を求める声がありますが、就職後の待遇面において、専攻科修了生は高等学校卒業者と同等となるため専攻科に進学する生徒のメリットが乏しい状況にあります。
- 中央教育審議会の答申（平成26年12月22日）において、「一定の要件を満たす高等学校専攻科について当該高等学校専攻科における学修を大学における単位認定ができる学修の対象とするとともに、当該高等学校専攻科の修了者に対し、大学への編入学の途を開くなど所要の措置を講じることとする」と示されましたが、一定要件の具体的な内容、および学位の授与については示されていません。
- 看護に関する専攻科において、保健師や助産師等の資格の取得をめざす生徒は専攻科修了後に大学に入学するという現状があることから、大学への編入学については一定のニーズがあります。

《課題》

- ① 高等学校専攻科について、教育課程や授業時数等の基準を整備し、高等学校専攻科修了時に「短期大学士（専攻分野）」または「準学士」と同等の学位を与えるとともに、企業にそれらを周知することで、就職後の資格等を短大扱いとするなど待遇面を改善する必要があります。
- ② 大学への編入学については、短期大学・高等専門学校（高専）や専修学校専門課程（専門学校）の卒業者及び卒業見込み者などが対象であることから、高等学校専攻科修了生についても大学への編入学が可能となるよう制度等を速やかに改正する必要があります。

県担当課名 教育委員会事務局高校教育課

関係法令等 学校教育法

53 四日市港におけるテロ対策等の保安対策に対する支援の充実

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

民間事業者が実施する保安対策のための施設の整備、改修、維持管理および出入管理の警備費等への支援制度を創設すること。

《現状》

- 平成13年に米国で発生した同時多発テロを契機に、海上における人命の安全のための国際条約、いわゆるSOLAS条約の改正が行われたことに伴い、平成16年に国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律が整備されました。これにより、外航船舶が使用する港湾施設について、保安対策を実施することが義務付けられました。
- 同法に基づき、施設を管理する当管理組合及び民間事業者では、テロ行為等の防止のため、フェンス等の保安施設の整備や運用、また出入管理等の保安対策を実施しています。

《課題》

- ① 物流の信頼性の向上や背後の住民、港湾利用者等の安全・安心を確保する上で、テロ対策等の保安対策によりテロ等の脅威を未然に防止することは重要な課題であることから、適切に実施していくことが求められています。
- ② しかし、現在の法制度では、保安施設の整備や維持管理、警備等の運用に必要な費用は施設管理者が負担することとなっており、多大な費用を施設の管理者である当管理組合や民間事業者が負担しています。保安施設が非収入施設ということもあって、財政的に大きな負担となっていることから、財政面からの支援が必要です。

県担当課名 四日市港管理組合

関係法令等 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律

